

事 務 連 絡  
令和3年12月28日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の主管部課  
各国公立大学入試事務主管部課

文部科学省大臣官房国際課  
文部科学省初等中等教育局教育課程課  
文部科学省高等教育局大学振興課

国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における  
高等学校学習指導要領の内容事項等の取扱いについて

「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示について（通知）」（令和3年12月28日付け3文科初第1766号文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長・大臣官房国際課長連名通知。以下「通知」という。）第3の（1）において、別途事務連絡において示すこととしていた、文部科学省委託事業として実施している文部科学省IB教育推進コンソーシアムに設置された「学習指導要領—IBカリキュラムの読替えに係る作業部会」の調査を踏まえた、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における高等学校学習指導要領の内容事項等の取扱いについて、通知で示した必履修教科・科目等以外の教科・科目も含めて別紙のとおり送付します。

国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校等におかれては、教育課程の編成に際して、参考にさせていただきますようお願いします。

また、各教科・科目等の取扱いに関する留意事項等は下記のとおりですので、十分に御知の上、適切に御対応いただくようお願いします。

本事務連絡が国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校である高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を対象としていることを踏まえ、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校及び域内の高等学校を所管する指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては、所轄の高等学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公

立大学におかれては、その管下の高等学校に対して、このことを周知くださるようお願いいたします。

## 記

- 1 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示（令和3年文部科学省告示第202号。以下「令和3年告示」という。）に基づき、別添中Ⅰに掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目と高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下同じ。）の必履修教科・科目等には、高等学校学習指導要領の内容事項等についての対応すべき追加的事項・留意事項を踏まえたうえで、対応関係が認められるため、各学校における教育課程の編成に際しては、別紙を参考にされたいこと。
- 2 調査に基づき、別添中Ⅱに掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目と高等学校学習指導要領の教科・科目には、高等学校学習指導要領の内容事項等についての対応すべき追加的事項・留意事項を踏まえたうえで、対応関係が認められるため、各学校における教育課程の編成に際しては、別紙を参考にされたいこと。
- 3 別添中Ⅰ又はⅡに該当しない国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目（別添中Ⅲ）について、高等学校学習指導要領の教科・科目等との対応関係を求める場合は、教育課程特例校制度を活用し、高等学校学習指導要領の内容事項等が適切に取り扱われた新科目を設置することが求められること。  
なお、令和3年告示の公布に伴う令和4年度における教育課程特例校の新規指定・変更・廃止に係る申請については、別途事務連絡において示すこととしており、これを参考にされたいこと。
- 4 各大学においては、別添中Ⅱに掲げる高等学校学習指導要領の教科・科目について、各大学の入学者選抜の出願要件等において単位の修得を求めている場合は、通知第3の4の趣旨に鑑み、同表において対応関係が認められる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の修得単位数と当該出願要件等において定める高等学校学習指導要領の教科・科目の単位数の関係も踏まえ、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の単位の修得をもって、当該高等学校学習指導要領の教科・科目の単位の修得と代替しているものとするなど、適切に判断されたいこと。
- 5 別添に掲げる教科・科目等について、高等学校学習指導要領の記載事項と、それに対応する国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの指導の手引き等、国際バカロレア機構から発行されている指導のための文書の記載事項を掲載した表を、別途事務連絡において示す予定としており、各学校における教育課程編成に際しては、これを参考にされたいこと。

本件担当：

(国際バカロレアの推進及び文部科学省 I B 教育推進コンソーシアムについて)

文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室

電話 03-5253-4111 (内線3222)

(大学入学者選抜における対応について)

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

電話 03-5253-4111 (内線2495)

(令和3年告示、通知及び教育課程特例校の申請について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室

電話 03-5253-4111 (内線2368)

国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目と高等学校学習指導要領の教科・科目等との対応関係について

I	ランゲージA:ランゲージ・アンド・リタラチャー	現代の国語、言語文化	<p>○新告示(※)第1号により、新告示第2号の基準を満たしている場合、左欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の履修及び単位の修得をもって、右欄に掲げる高等学校学習指導要領の必修教科・科目等の履修及び単位の修得をしたものとみなすことができる。その際、修得したものとみなすことができる単位数は、高等学校学習指導要領に規定する標準単位数以下の単位数に限る。</p> <p>○大学入学者選抜においては、左欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の単位の修得をもって、右欄に掲げる高等学校学習指導要領の必修教科・科目等の単位の修得をしたものとみなすこと。</p>
	ランゲージA:リタラチャー	言語文化	
	ジオグラフィー	地理総合	
	ヒストリー	歴史総合	
	マセマティックス:アナリシス・アンド・アプローチ	数学 I	
	マセマティックス:アプリケーションズ・アンド・インタープリテーション	数学 I	
	フィジックス	物理基礎	
	ケミストリー	化学基礎	
	バイオロジー	生物基礎	
	ミュージック	音楽 I	
	ヴィジュアル・アーツ	美術 I	
	ランゲージB	英語コミュニケーション I	
	セオリー・オブ・ナレッジ	総合的な探究の時間	

II	ランゲージA:ランゲージ・アンド・リタラチャーSL	論理国語、文学国語、国語表現	<p>○左欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目と右欄に掲げる高等学校学習指導要領の教科・科目には対応関係が認められる。</p> <p>○新告示第3号により、学校設定教科・科目として設定した国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目について修得した単位数は、合わせて36単位を超えない範囲で卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>○大学入学者選抜においては、左欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の単位の修得をもって、右欄に掲げる高等学校学習指導要領の教科・科目の単位の修得と代替しているものとするなど、各大学において適切に判断されたい。</p>
	ランゲージA:ランゲージ・アンド・リタラチャーHL	論理国語、文学国語、国語表現、古典探究	
	ランゲージA:リタラチャー	論理国語、文学国語、国語表現、古典探究	
	ジオグラフィー	地理探究	
	ヒストリー	日本史探究、世界史探究	
	エコノミクス	政治・経済	
	マセマティックス:アナリシス・アンド・アプローチズSL	数学 II、数学 III、数学A、数学B	
	マセマティックス:アナリシス・アンド・アプローチズHL	数学 II、数学 III、数学A、数学B、数学C	
	マセマティックス:アプリケーションズ・アンド・インタープリテーションSL	数学 II、数学A、数学B	
	マセマティックス:アプリケーションズ・アンド・インタープリテーションHL	数学 II、数学 III、数学A、数学B、数学C	
	フィジックスHL	物理	
	ケミストリーHL	化学	
	バイオロジーHL	生物	
	ミュージック	音楽 II、音楽 III	
	ヴィジュアル・アーツ	美術 II、美術 III	
ランゲージB	英語コミュニケーション II、英語コミュニケーション III、論理・表現 I、論理・表現 II、論理・表現 III		

III	I 又は II に該当しない国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目と高等学校学習指導要領の教科・科目	<p>○高等学校学習指導要領の教科・科目との対応関係を求める場合、教育課程特例校制度を活用して、高等学校学習指導要領の内容事項等が適切に取り扱われた新科目を設置すること。なお、教育課程特例校制度を活用して、国際バカロレア・ディプロマ・プログラム「ランゲージA:リタラチャー」と高等学校学習指導要領「現代の国語」の対応関係を求める際の留意事項等については、別紙を参照されたい。</p> <p>○新告示第3号により、学校設定教科・科目として設定した国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目について修得した単位数は、合わせて36単位を超えない範囲で卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。</p>
-----	---	--

(※)「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示」(令和3年文部科学省告示第202号)による改正後の「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例」(平成27年文部科学省告示第127号)

高等学校学習指導要領「国語」と国際バカロレア・ディプロマ・プログラム  
「ランゲージA：ランゲージ・アンド・リタラチャー」の対応関係

(1) 現代の国語

1. 対応関係の有無

「現代の国語」と「ランゲージA：ランゲージ・アンド・リタラチャー（SL・HL 両方）」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

○内容（第2款第1の2）

- ・常用漢字の読みに慣れ、主な常用漢字を書き、文や文章の中で使うこと。【〔知識及び技能〕(1)ウ】
- ・実社会において理解したり表現したりするために必要な語句の量を増すとともに、語句や語彙の構造や特色、用法及び表記の仕方などを理解し、話や文章の中で使うことを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること。【〔知識及び技能〕(1)エ】
- ・読み手が必要とする情報に応じて手順書や紹介文などを書いたり、書式を踏まえて案内文や通知文などを書いたりする活動が言語活動の例として示されていることに留意すること。【〔思考力、判断力、表現力等〕B(2)イ】

○内容の取扱い（第2款第1の3、第3款）

- ・〔思考力、判断力、表現力等〕の領域ごとの配当時数を踏まえ、計画的に指導する必要があることに留意すること。【第2款第1の3(1)】
- ・教材の選定に当たっては、学習指導要領の関連規定に留意しつつ、「ランゲージA：ランゲージ・アンド・リタラチャー」の作品選択を含め各学校において創意工夫すること。【第2款第1の3(4)、第3款3】

※その際、〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」の教材は、現代の社会生活に必要とされる論理的な文章及び実用的な文章とする旨規定されており、学習指導要領解説国語編において「論理的な文章も実用的な文章も、小説、物語、詩、短歌、俳句などの文学的な文章を除いた文章である」とされていることに留意すること。

- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第3款1(2)(3)】
- ・中学校国語科との関連を十分に考慮すること。【第3款1(4)】

## (2) 言語文化

### 1. 対応関係の有無

「言語文化」と「ランゲージ A：ランゲージ・アンド・リタラチャー (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

#### ○内容 (第 2 款第 2 の 2)

- ・常用漢字の読みに慣れ、主な常用漢字を書き、文や文章の中で使うこと。【〔知識及び技能〕(1)イ】
- ・我が国の言語文化に特徴的な語句の量を増し、それらの文化的背景について理解を深め、文章の中で使うことを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること。【〔知識及び技能〕(1)ウ】
- ・本歌取りや見立てなどの我が国の言語文化に特徴的な表現の技法とその効果について理解すること。【〔知識及び技能〕(1)オ】
- ・古典の世界に親しむために、古典を読むために必要な文語のきまりや訓読のきまり、古典特有の表現などについて理解すること。【〔知識及び技能〕(2)ウ】
- ・言文一致体や和漢混交文など歴史的な文体の変化について理解を深めること。【〔知識及び技能〕(2)オ】
- ・古典から受け継がれてきた詩歌や芸能の題材、内容、表現の技法などについて調べ、その成果を発表したり文章にまとめたりする活動が言語活動の例として示されていることに留意すること。【〔思考力、判断力、表現力等〕B(2)オ】

※なお、「我が国の言語文化」については、IB の 6 つの教育原理の 1 つに「地域的な文脈とグローバルな文脈において展開される指導」があることが参考となり得る。

#### ○内容の取扱い (第 2 款第 2 の 3、第 3 款)

- ・〔思考力、判断力、表現力等〕の領域ごとの配当時数を踏まえ、計画的に指導する必要があることに留意すること。【第 2 款第 2 の 3 (1)】

※その際、古典における古文と漢文の割合は一方に偏らないようにするとともに、我が国の言語文化への理解を深めるよう指導を工夫するよう留意すること。

- ・〔思考力、判断力、表現力等〕の「A 書くこと」に関する指導については、中学校国語科の書写との関連を図り、効果的に文字を書く機会を設ける必要があることに留意すること。【第 2 款第 2 の 3 (3)ア】・〔思考力、判断力、表現力等〕の「B 読むこと」に関する指導については、文章を読み深めるため、音読、朗読、暗唱などを取り入れる必要があることに留意すること。【第 2 款第 2 の 3 (3)イ】
- ・教材の選定に当たっては、学習指導要領の関連規定に留意しつつ、「ランゲージ A：ランゲージ・アンド・リタラチャー」の作品選択を含め各学校において創意工夫すること。【第 2 款第 2 の 3 (4)、第 3 款 3】
- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 3 款 1 (2)(3)】
- ・中学校国語科との関連を十分に考慮すること。【第 3 款 1(4)】

### (3) 論理国語

#### 1. 対応関係の有無

「論理国語」と「ランゲージ A: ランゲージ・アンド・リタラチャー (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

#### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

##### ○内容 (第 2 款第 3 の 2)

- ・ 論証したり学術的な学習の基礎を学んだりするために必要な語句の量を増し、文章の中で使うことを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること。【〔知識及び技能〕(1)イ】

##### ○内容の取扱い (第 2 款第 3 の 3、第 3 款)

- ・ 〔思考力、判断力、表現力等〕の領域ごとの配當時数を踏まえ、計画的に指導する必要があることに留意すること。【第 2 款第 3 の 3 (1)】
- ・ 教材の選定に当たっては、学習指導要領の関連規定に留意しつつ、「ランゲージ A: ランゲージ・アンド・リタラチャー」の作品選択を含め各学校において創意工夫すること。【第 2 款第 3 の 3 (3)、第 3 款 3】

※その際、〔思考力、判断力、表現力等〕の「B 読むこと」の教材は、近代以降の論理的な文章及び現代の社会生活に必要とされる実用的な文章とする旨規定されており、学習指導要領解説国語編において「論理的な文章も実用的な文章も、小説、物語、詩、短歌、俳句などの文学的な文章を除いた文章である」とされていることに留意すること。

- ・ 科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 3 款 1 (2)(3)】

#### (4) 文学国語

##### 1. 対応関係の有無

「文学国語」と「ランゲージ A：ランゲージ・アンド・リタラチャー (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

##### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

###### ○内容 (第 2 款第 4 の 2)

- ・情景の豊かさや心情の機微を表す語句の量を増し、文章の中で使うことを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること。【〔知識及び技能〕(1)イ】

※なお、「我が国の言語文化」については、IB の 6 つの教育原理の 1 つに「地域的な文脈とグローバルな文脈において展開される指導」があることが参考となり得る。

###### ○内容の取扱い (第 2 款第 4 の 3、第 3 款)

- ・〔思考力、判断力、表現力等〕の領域ごとの配当時数を踏まえ、計画的に指導する必要があることに留意すること。【第 2 款第 4 の 3 (1)】
- ・教材の選定に当たっては、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 2 款第 4 の 3 (3)、第 3 款 3】
- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 3 款 1 (2)(3)】



## (5) 国語表現

### 1. 対応関係の有無

「国語表現」と「ランゲージ A：ランゲージ・アンド・リタラチャー (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

#### ○内容（第 2 款第 5 の 2）

- ・自分の思いや考えを多彩に表現するために必要な語句の量を増し、話や文章の中で使うことを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること。【〔知識及び技能〕(1)ウ】
- ・文章と図表や画像などを関係付けながら、企画書や報告書などを作成する活動が言語活動の例として示されていることに留意すること。【〔思考力、判断力、表現力等〕B(2)イ】
- ・紹介、連絡、依頼などの実務的な手紙や電子メールを書く活動が言語活動の例として示されていることに留意すること。【〔思考力、判断力、表現力等〕B(2)エ】

※インタビューなどの活動については、DP「指導の方法」と「学習の方法」の「教育的リーダーシップ」における「協力者を求める：より広範な学校コミュニティを取り込む」が参考となり得る。

#### ○内容の取扱い（第 2 款第 5 の 3、第 3 款）

- ・〔思考力、判断力、表現力等〕の領域ごとの配当時数を踏まえ、計画的に指導する必要があることに留意すること。【第 2 款第 5 の 3 (1)】
- ・教材の選定に当たっては、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 2 款第 5 の 3 (3)、第 3 款 3】
- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 3 款 1 (2)(3)】

## (6) 古典探究

### 1. 対応関係の有無

「古典探究」と「ランゲージ A：ランゲージ・アンド・リタラチャー (HL のみ)」には、「ランゲージ A：ランゲージ・アンド・リタラチャー」において古典に相当する時代・作品選択を行う場合は対応関係があるといえるが、目標、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項

#### ○目標 (第 2 款第 6 の 1)

- ・「我が国の伝統的な言語文化に対する理解を深めること」については、IB の 6 つの教育原理の 1 つに「地域的な文脈とグローバルな文脈において展開される指導」があることが参考となり得る。【(1)】

#### ○内容 (第 2 款第 6 の 2)

- ・古典に用いられている語句の意味や用法を理解し、古典を読むために必要な語句の量を増すことを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること。【〔知識及び技能〕 (1)ア】
- ・古典の作品や文章の種類とその特徴について理解を深めること。【〔知識及び技能〕 (1)イ】
- ・古典の文の成分の順序や照応、文章の構成や展開の仕方について理解を深めること。【〔知識及び技能〕 (1)ウ】
- ・古典を読むために必要な文語のきまりや訓読のきまりについて理解を深めること。【〔知識及び技能〕 (2)イ】
- ・古典の作品について、その内容の解釈を踏まえて朗読する活動が言語活動の例として示されていることに留意すること。【〔思考力、判断力、表現力等〕 A(2)エ】

※「我が国の文化の特質」については、IB の 6 つの教育原理の 1 つに「地域的な文脈とグローバルな文脈において展開される指導」があることが参考となり得る。

#### ○内容の取扱い (第 2 款第 6 の 3、第 3 款)

- ・「古典探究」の標準単位数が 4 単位であることを踏まえ、適切な授業時数の確保及び教材の選定を行うこと。
- ・〔思考力、判断力、表現力等〕の「A 読むこと」に関する指導については、古文及び漢文の両方を取り上げるものとし、一方に偏らないようにするとともに、古典を読み深めるため、音読、朗読、暗唱などを取り入れる必要があることに留意すること。【第 2 款第 6 の 3 (2)アイ】
- ・教材の選定に当たっては、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 2 款第 6 の 3 (3)、第 3 款 3】
- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 3 款 1 (2)(3)】

高等学校学習指導要領「国語」と国際バカロレア・ディプロマ・プログラム  
「ランゲージA：リタラチャー」の対応関係

(1) 言語文化

1. 対応関係の有無

「言語文化」と「ランゲージA：リタラチャー（SL・HL 両方）」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

○内容（第2款第2の2）

- ・常用漢字の読みに慣れ、主な常用漢字を書き、文や文章の中で使うこと。【〔知識及び技能〕(1)イ】
- ・我が国の言語文化に特徴的な語句の量を増し、それらの文化的背景について理解を深め、文章の中で使うことを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること。【〔知識及び技能〕(1)ウ】
- ・本歌取りや見立てなどの我が国の言語文化に特徴的な表現の技法とその効果について理解すること。【〔知識及び技能〕(1)オ】
- ・古典の世界に親しむために、古典を読むために必要な文語のきまりや訓読のきまり、古典特有の表現などについて理解すること。【〔知識及び技能〕(2)ウ】
- ・言文一致体や和漢混交文など歴史的な文体の変化について理解を深めること。【〔知識及び技能〕(2)オ】
- ・古典から受け継がれてきた詩歌や芸能の題材、内容、表現の技法などについて調べ、その成果を発表したり文章にまとめたりする活動が言語活動の例として示されていることに留意すること。【〔思考力、判断力、表現力等〕B(2)オ】

※なお、「我が国の言語文化」については、IBの6つの教育原理の1つに「地域的な文脈とグローバルな文脈において展開される指導」があることが参考となり得る。

○内容の取扱い（第2款第2の3、第3款）

- ・〔思考力、判断力、表現力等〕の領域ごとの配当時数を踏まえ、計画的に指導する必要があることに留意すること。【第2款第2の3(1)】

※その際、古典における古文と漢文の割合は一方に偏らないようにするとともに、我が国の言語文化への理解を深めるよう指導を工夫するよう留意すること。

- ・〔思考力、判断力、表現力等〕の「A書くこと」に関する指導については、中学校国語科の書写との関連を図り、効果的に文字を書く機会を設ける必要があることに留意すること。【第2款第2の3(3)ア】
- ・〔思考力、判断力、表現力等〕の「B読むこと」に関する指導については、文章を読み深めるため、音読、朗読、暗唱などを取り入れる必要があることに留意すること。【第2款第2の3(3)イ】
- ・教材の選定に当たっては、学習指導要領の関連規定に留意しつつ、「ランゲージA：リタラチャー

- 一」の作品選択を含め各学校において創意工夫すること。【第2款第2の3(4)、第3款3】
- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第3款1(2)(3)】
- ・中学校国語科との関連を十分に考慮すること。【第3款1(4)】

## (2) 論理国語

### 1. 対応関係の有無

「論理国語」と「ランゲージ A：リタラチャー (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

#### ○内容 (第 2 款第 3 の 2)

- ・ 論証したり学術的な学習の基礎を学んだりするために必要な語句の量を増し、文章の中で使うことを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること。【〔知識及び技能〕(1)イ】
- ・ 情報の扱い方に関する事項は「論理国語」(及び「現代の国語」)に特有の指導事項であることに留意すること。【〔知識及び技能〕(2)】

#### ○内容の取扱い (第 2 款第 3 の 3、第 3 款)

- ・ 〔思考力、判断力、表現力等〕の領域ごとの配当時数を踏まえ、計画的に指導する必要があることに留意すること。【第 2 款第 3 の 3 (1)】
- ・ 教材の選定に当たっては、学習指導要領の関連規定に留意しつつ、「ランゲージ A：リタラチャー」の作品選択を含め各学校において創意工夫すること。【第 2 款第 3 の 3 (3)、第 3 款 3】

※その際、〔思考力、判断力、表現力等〕の「B 読むこと」の教材は、近代以降の論理的な文章及び現代の社会生活に必要とされる実用的な文章とする旨規定されており、学習指導要領解説国語編において「論理的な文章も実用的な文章も、小説、物語、詩、短歌、俳句などの文学的文章を除いた文章である」とされていることに留意すること。

- ・ 科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 3 款 1 (2)(3)】

### (3) 文学国語

#### 1. 対応関係の有無

「文学国語」と「ランゲージ A：リタラチャー (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

#### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

##### ○内容（第 2 款第 4 の 2）

- ・情景の豊かさや心情の機微を表す語句の量を増し、文章の中で使うことを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること。【〔知識及び技能〕(1)イ】

※なお、「我が国の言語文化」については、IB の 6 つの教育原理の 1 つに「地域的な文脈とグローバルな文脈において展開される指導」があることが参考となり得る。

##### ○内容の取扱い（第 2 款第 4 の 3、第 3 款）

- ・〔思考力、判断力、表現力等〕の領域ごとの配当時数を踏まえ、計画的に指導する必要があることに留意すること。【第 2 款第 4 の 3 (1)】
- ・教材の選定に当たっては、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 2 款第 4 の 3 (3)、第 3 款 3】
- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 3 款 1 (2)(3)】

#### (4) 国語表現

##### 1. 対応関係の有無

「国語表現」と「ランゲージ A：リタラチャー (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

##### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

###### ○内容（第 2 款第 5 の 2）

- ・自分の思いや考えを多彩に表現するために必要な語句の量を増し、話や文章の中で使うことを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること。【〔知識及び技能〕(1)ウ】
- ・文章と図表や画像などを関係付けながら、企画書や報告書などを作成する活動が言語活動の例として示されていることに留意すること。【〔思考力、判断力、表現力等〕B(2)イ】
- ・紹介、連絡、依頼などの実務的な手紙や電子メールを書く活動が言語活動の例として示されていることに留意すること。【〔思考力、判断力、表現力等〕B(2)エ】

※インタビューなどの活動については、DP「指導の方法」と「学習の方法」の「教育的リーダーシップ」における「協力者を求める：より広範な学校コミュニティを取り込む」が参考となり得る。

###### ○内容の取扱い（第 2 款第 5 の 3、第 3 款）

- ・〔思考力、判断力、表現力等〕の領域ごとの配当時数を踏まえ、計画的に指導する必要があることに留意すること。【第 2 款第 5 の 3 (1)】
- ・教材の選定に当たっては、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 2 款第 5 の 3 (3)、第 3 款 3】
- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 3 款 1 (2)(3)】

## (5) 古典探究

### 1. 対応関係の有無

「古典探究」と「ランゲージ A：リタラチャー (SL・HL 両方)」には、「ランゲージ A：リタラチャー」において古典に相当する時代・作品選択を行う場合は対応関係があるといえるが、目標、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

#### ○目標 (第 2 款第 6 の 1)

- ・「我が国の伝統的な言語文化に対する理解を深めること」については、IB の 6 つの教育原理の 1 つに「地域的な文脈とグローバルな文脈において展開される指導」があることが参考となり得る。【(1)】

#### ○内容 (第 2 款第 6 の 2)

- ・古典に用いられている語句の意味や用法を理解し、古典を読むために必要な語句の量を増すことを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること。【〔知識及び技能〕 (1)ア】
- ・古典の作品や文章の種類とその特徴について理解を深めること。【〔知識及び技能〕 (1)イ】
- ・古典の文の成分の順序や照応、文章の構成や展開の仕方について理解を深めること。【〔知識及び技能〕 (1)ウ】
- ・古典を読むために必要な文語のきまりや訓読のきまりについて理解を深めること。【〔知識及び技能〕 (2)イ】
- ・古典の作品について、その内容の解釈を踏まえて朗読する活動が言語活動の例として示されていることに留意すること。【〔思考力、判断力、表現力等〕 A(2)エ】

※「我が国の文化の特質」については、IB の 6 つの教育原理の 1 つに「地域的な文脈とグローバルな文脈において展開される指導」があることが参考となり得る。

#### ○内容の取扱い (第 2 款第 6 の 3、第 3 款)

- ・「古典探究」の標準単位数が 4 単位であることを踏まえ、適切な授業時数の確保及び教材の選定を行うこと。
- ・〔思考力、判断力、表現力等〕の「A 読むこと」に関する指導については、古文及び漢文の両方を取り上げるものとし、一方に偏らないようにするとともに、古典を読み深めるため、音読、朗読、暗唱などを取り入れる必要があることに留意すること。【第 2 款第 6 の 3 (2)アイ】
- ・教材の選定に当たっては、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 2 款第 6 の 3 (3)、第 3 款 3】
- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 3 款 1 (2)(3)】



高等学校学習指導要領「地理総合」「地理探究」と  
国際バカロレア・ディプロマ・プログラム「ジオグラフィー」の対応関係

(1) 地理総合

1. 対応関係の有無

「地理総合」と「ジオグラフィー (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、目標、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

○目標 (第1款、第2款第1の1)

- ・「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成する」については、学習指導要領解説の「教育基本法、学校教育法等の規定を踏まえ、国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育成することの大切さへの意識をもつ」という趣旨を踏まえつつ、生徒の多様性にも配慮しながら、当該目標を達成できるような授業を実施するよう留意すること。

○内容 (第2款第1の2)

- ・現代世界の地域構成を示した様々な地図の読図などを基に、方位や時差、日本の位置と領域、国内や国家間の結び付きなどについて理解すること。【A(1)ア(ア)】
- ・世界の人々の特色ある生活文化を基に、人々の生活文化が地理的環境から影響を受けたり、影響を与えたりして多様性をもつことや、地理的環境の変化によって変容すること、自他の文化を尊重し国際理解を図ることの重要性などについて理解するとともに、世界の人々の生活文化について、その生活文化が見られる場所の特徴や自然及び社会的条件との関わりなどに着目して、主題を設定し、多様性や変容の要因などを多面的・多角的に考察し、表現すること。【B(1)】
- ・我が国をはじめ世界で見られる自然災害や生徒の生活圏で見られる自然災害を基に、地域の自然環境の特色と自然災害への備えや対応との関わりとともに、自然災害の規模や頻度、地域性を踏まえた備えや対応の重要性などについて理解すること。【C(1)ア(ア)】

※我が国における自然災害への対応については、IBの6つの教育原理の1つに「地域的な文脈とグローバルな文脈において展開される指導」があることが参考となり得る。

※パート1で選択項目「D：地球物理学的なハザード現象」を選択しなかった場合のみ。

○内容の取扱い (第2款第1の3、第3款)

- ・中学校社会科との関連を図るとともに、目標に即して基本的な事柄を基に指導内容を構成すること。【第2款第1の3(1)ア】
- ・各項目の内容に応じて日本を含めて扱うとともに、日本と比較し関連付けて考察させるよう留意すること。【第2款第1の3(1)カ】

※この際、IBの6つの教育原理の1つに「地域的な文脈とグローバルな文脈において展開され

る指導」があることが参考となり得る。

- ・「日本の位置と領域」については、世界的視野から日本の位置をとらえるとともに、日本の領域をめぐる問題にも触れること。【第2款第1の3(2)ア】

※この際、IBの6つの教育原理の1つに「地域的な文脈とグローバルな文脈において展開される指導」があることが参考となり得る。

- ・「生活圏の調査」については、その指導に当たって、これまでの学習成果を活用しながら、生徒の特性や学校所在地の事情等を考慮して、地域調査を実施し、生徒が適切にその方法を身に付けるよう工夫すること。【第2款第1の3(2)ウ(イ)】
- ・全ての生徒に履修させる科目である「地理総合」を履修した後に選択科目である「地理探究」を履修できるという、この教科の基本的な構造に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。【第3款1(3)】
- ・その他、内容事項に係る対応関係がない箇所に関連している内容の取扱いについては、その内容を追加的に取り扱う際に留意すること。【第2款第1の3(2)ア(ア)、イ(ア)】

## (2) 地理探究

### 1. 対応関係の有無

「地理探究」と「ジオグラフィー (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、目標、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

#### ○目標 (第1款、第2款第2の1)

- ・「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成する」については、学習指導要領解説の「教育基本法、学校教育法等の規定を踏まえ、国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育成することの大切さへの意識をもつ」という趣旨を踏まえつつ、生徒の多様性にも配慮しながら、当該目標を達成できるような授業を実施するよう留意すること。

#### ○内容 (第2款第2の2)

- ・生活文化、民族・宗教などに関わる諸事象を基に、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、民族、領土問題の現状や要因、解決に向けた取組などについて理解するとともに、場所の特徴や場所の結び付きなどに着目して、主題を設定し、関連する地球的課題の要因や動向などを多面的・多角的に考察し、表現すること。【A(5)】
- ・世界や世界の諸地域に関する各種の主題図や資料を基に、世界を幾つかの地域に区分する方法や地域の概念、地域区分の意義などについて理解し、各種の主題図や資料を踏まえて地域区分をする地理的技能を身に付けるとともに、地域の共通点や差異、分布などに着目して、主題を設定し、地域の捉え方などを多面的・多角的に考察し、表現すること。【B(1)】
- ・現代世界におけるこれからの日本の国土像の探究を基に、我が国が抱える地理的な諸課題の解決の方向性や将来の国土の在り方などを構想することの重要性や、探究する手法などについて理解するとともに、地域の結び付き、構造や変容、持続可能な社会づくりなどに着目して主題を設定し、我が国が抱える地理的な諸課題の解決の方向性や将来の国土の在り方などを多面的・多角的に探求し、表現すること。【C(1)】

#### ○内容の取扱い (第2款第2の3、第3款)

- ・目標に即して基本的な事柄を基に指導内容を構成すること。【第2款第2の3(1)ア】
- ・各項目の内容に応じて日本を含めて扱うとともに、日本と比較し関連付けて考察させるよう留意すること。【第2款第2の3(1)カ】  
※この際、IBの6つの教育原理の1つに「地域的な文脈とグローバルな文脈において展開される指導」があることが参考となり得る。
- ・「領土問題の現状や要因、解決に向けた取組」については、それを扱う際に日本の領土問題にも触れること。また、日本の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。【第2款第2の3(2)ア(オ)】

※この際、IBの6つの教育原理の1つに「地域的な文脈とグローバルな文脈において展開される指導」があることが参考となり得る。

- ・全ての生徒に履修させる科目である「地理総合」を履修した後に選択科目である「地理探究」を履修できるという、この教科の基本的な構造に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。【第3款1(3)】
- ・その他、内容事項に係る対応関係がない箇所に関連している内容の取扱いについては、その内容を追加的に取り扱う際に留意すること。【第2款第2の3(2)ア(オ)、(2)イ、3(2)ウ】

**【SL 選択時のみ、上記に加えて追加的に対応すべき事項】**

○内容（第2款第2の2）

- ・工業に関わる諸事象を基に、それらの事象の空間的な規則性・傾向性や、問題の現状や要因、解決に向けた取組などについて理解すること。【A(2)ア】

※パート1で選択項目「G：都市環境」を選択しなかった場合。

- ・交通・通信網と物流や人の移動に関する運輸、観光などに関わる諸事象を基に、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、交通・通信、観光に関わる問題の現状や要因、解決に向けた取組などについて理解すること。【A(3)ア】

※パート1で選択項目「E：余暇活動、観光、スポーツ」又は「G：都市環境」を選択しなかった場合。

(参考) 学習指導要領の内容事項と「ジオグラフィー」のパート1：地理的テーマとの対応関係

		パート1： 地理的テーマ	A： 淡水－集 水域	B： 海洋と 海岸線	C： 極限環 境	D： 地球物理 学的なハ ザード現 象	E： 余暇活 動、観 光、スポ ーツ	F： 食料と 健康	G： 都市環境
学 習 指 導 要 領	地理 総合	B(2)	○	○	○			○	○
		C(1)				○			
	地理 探究	A(1)	○	○	○	○			
		A(2)						○	○
		A(3)					○		○
		A(4)							○

高等学校学習指導要領「歴史総合」「日本史探究」「世界史探究」と  
国際バカロレア・ディプロマ・プログラム「ヒストリー」の対応関係

(1) 歴史総合

1. 対応関係の有無

「歴史総合」と「ヒストリー (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、目標、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

○目標 (第1款、第2款第3の1)

- ・「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有意な形成者に必要な公民としての資質・能力を育成する」については、学習指導要領解説の「教育基本法、学校教育法等の規定を踏まえ、国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育成することの大切さへの意識をもつ」という趣旨を踏まえつつ、生徒の多様性にも配慮しながら、当該目標を達成できるような授業を実施するよう留意すること。

○内容 (第2款第3の2)

- ・「第2款第3の2 内容」のうち、身に付ける知識に係る対応関係 (抜粋) は以下のとおり。「ヒストリー」で選択しない部分の内容事項を追加的に取り扱うこと。

学習指導要領	SL、HL 共通選択項目	HL 選択項目
A(1)ア(ア)	対応関係なし	
A(2)ア(ア)	「ヒストリー」指導と学習のアプローチ スキル 例1：歴史的根拠の収集と分類	
B(2)ア(ア)	世界史トピック 5	HL 選択項目 3：5～7
B(2)ア(イ)	世界史トピック 7	HL 選択項目 3：7 HL 選択項目 4：7
B(3)ア(ア)	世界史トピック 9	HL Option 2: 8 HL 選択項目 3：9 HL 選択項目 4：8～11
B(3)ア(イ)	世界史トピック 8、11	HL 選択項目 3：5、6、8、9
B(4)ア(ア)	内部評価	
C(2)ア(ア)	世界史トピック 11	HL Option 2: 10 HL 選択項目 3：11、12 HL 選択項目 4：12～15
C(2)ア(イ)	対応関係なし	HL 選択項目 3：11
C(3)ア(ア)	指定学習項目 3 世界史トピック 11	HL Option 2: 12 HL 選択項目 3：11 HL 選択項目 4：14、15
C(3)ア(イ)	世界史トピック 11、12	HL 選択項目 3：11～13 HL 選択項目 4：15

学習指導要領	SL、 HL 共通選択項目	HL 選択項目
C(4)ア(ア)	内部評価	
D(2)ア(ア)	世界史トピック 8、 11、 12	HL Option 1: 10、 11、 17 HL Option 2: 15~17 HL 選択項目 3 : 11、 15
D(2)ア(イ)	対応関係なし	HL 選択項目 3 : 11、 15、 18 HL 選択項目 4 : 16、 17
D(3)ア(ア)	世界史トピック 7、 12	HL 選択項目 3 : 11、 14、 16、 18
D(3)ア(イ)	世界史トピック 9、 12	なし
D(4)ア(ア)	内部評価	

- ・学習指導要領と「ヒストリー」との間に、知識に係る対応関係がない場合、それと一体的に取り扱い、身に付けるべき思考力、判断力、表現力等に係る事項については、当該知識に係る事項を追加的に取り扱う際に、一体的に取り扱うこと。【A(1)イ(ア)、B(4)イ(ア)、C(4)イ(ア)、D(4)イ(ア)】

※この際、「ヒストリー」の指導と学習のアプローチ (ATL) が参考となり得る。

#### ○内容の取扱い (第2款第3の3、第3款)

- ・中学校までの学習との連続性に留意すること。【第2款第3の3(1)ア】
- ・歴史に関わる諸事象については、地理的条件と関連付けて扱うとともに、特定の時間やその推移及び特定の空間やその広がりの中で生起することを踏まえ、時間的・空間的な比較や関連付けなどにより捉えられるよう工夫すること。【第2款第3の3(1)イ】
- ・日本の美術などのアジアの文物が欧米諸国に与えた影響に気づくようにすること。また、アジア貿易における琉球の役割、北方との交易をしていたアイヌについて触れること。その際、琉球やアイヌの文化についても触れること。【第2款第3の3(2)ウ】
- ・日本の国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。【第2款第3の3(2)ウ】
- ・国際連盟の成立、国際的な軍縮条約や不戦条約の締結などを扱い、その中で日本が果たした役割や国際的な立場の変化について触れること。【第2款第3の3(2)エ】
- ・科目間及び科目内での指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ、各学校において創意工夫すること。【第2款第3の3(2)】

※「ヒストリー」指導の方法において「全ての生徒のニーズに応じて差別化した指導」があることが参考となり得る。

- ・各科目の履修については、全ての生徒に履修させる科目である「歴史総合」を履修した後に選択科目である「日本史探究」、「世界史探究」を履修できるという、この教科の基本的な構造に留意し、学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。【第3款1(3)】
- ・内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。【第3款3】

※核兵器などの脅威に着目させ、戦争や紛争を防止し、平和で民主的な国際社会を実現すること

が重要な課題であることを認識させるよう指導を工夫することについては、今日の社会でも重要な概念・課題についての考察を実施することで必然的に対応可能である。【第2款第3の3(1)カ】



## (2) 日本史探究

### 1. 対応関係の有無

「日本史探究」と「ヒストリー（SL・HL両方）」には対応関係があるといえるが、目標、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL共通】

#### ○目標（第1款・第2款第4の1）

- 「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有意な形成者に必要な公民としての資質・能力を育成する」については、学習指導要領解説の「教育基本法、学校教育法等の規定を踏まえ、国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育成することの大切さへの意識をもつ」という趣旨を踏まえつつ、生徒の多様性にも配慮しながら、当該目標を達成できるような授業を実施するよう留意すること。

#### ○内容（第2款第4の2）

- 「第2款第4の2 内容」のうち、身に付ける知識に係る対応関係（抜粋）は以下のとおり。「ヒストリー」で選択しない部分の内容事項を追加的に取り扱うこと。

学習指導要領	SL、HL共通項目	HL選択項目3： アジアとオセアニアの歴史
A(1)ア(ア) A(2)ア(ア) A(3)ア(ア) A(3)ア(イ)		対応関係なし
B(1)ア(ア)	世界史トピック1：社会と経済(750～1400年)	対応関係なし
B(3)ア(ア)	※日本を扱った場合に限る	2：日本の武家時代(1180～1333年)
B(3)ア(イ)	世界史トピック1：社会と経済(750～1400年) ※日本を扱った場合に限る 世界史トピック4：過渡期の社会(1400～1700年) ※日本を扱った場合に限る	対応関係なし
C(1)ア(ア)	世界史トピック4：過渡期の社会(1400～1700年) ※日本を扱った場合に限る	3：東アジアと東南アジアにおける探検、貿易、交流(1405～1700年) ※織豊政権の政治・経済政策を取り扱うこと。
C(3)ア(ア)(イ)	世界史トピック5：近世の国家(1450～1789年) ※日本を扱った場合に限る	3：東アジアと東南アジアにおける探検、貿易、交流(1405～1700年) 7：伝統的な東アジア社会への挑戦(1700～1868年) ※徳川幕府前期(貿易の統制と対外関係以外)を取り扱うこと。
D(1)ア(ア)	世界史トピック9：民主主義国家の出現と発展(1848～2000年) ※日本を扱った場合に限る	7：伝統的な東アジア社会への挑戦(1700～1868年)
D(3)ア(ア)～(エ)	世界史トピック9：民主主義国家の出現と発展(1848～2000年) ※日本を扱った場合に限る 指定学習項目3：世界規模の戦争への動き	9：東アジアの初期の近代化と帝国の衰退(1860～1912年) 11：日本(1912～1990年)
D(4)ア(ア)	内部評価	

- ・学習指導要領と「ヒストリー」との間に、知識に係る対応関係がない場合、それと一体的に取り

扱い、身に付けるべき思考力、判断力、表現力等に係る事項については、当該知識に係る事項を追加的に取り扱う際に、一体的に取り扱うこと。【A(1)イ、A(2)イ、A(3)イ、B(1)イ、D(4)イ(ア)】

※この際、「ヒストリー」の指導と学習のアプローチ(ATL)が参考となり得る。

○内容の取扱い(第2款第4の3、第3款)

- ・地理的条件などに関連付け、世界の中の日本という視点から考察できるよう指導を工夫すること。【第2款第4の3(1)ア】
- ・中学校までの学習や「歴史総合」の学習との連続性に留意して諸事象を取り上げること。【第2款第4の3(1)イ】
- ・近現代史の指導に当たっては、「歴史総合」の学習の成果を踏まえ、より発展的に学習できるよう留意すること。【第2款第4の3(1)カ】
- ・地域社会の歴史と文化について扱うようにするとともに、祖先が地域社会の向上と文化の創造や発展に努力したことを具体的に理解させ、それらを尊重する態度を育てるようにすること。【第2款第4の3(1)ク】

※歴史研究(内部評価)で地域社会の研究を行わなかった場合は、別の形で『ローカル』と『グローバル』の両方のレベルで文脈化した指導』を行うなど、地域社会の歴史と文化について適切に取り扱うこと。

- ・中学校社会科歴史的分野における学習の成果を活用することや、歴史資料や遺構の保存・保全などの努力が図られていることに気付くようにすること。【第2款第4の3(2)ウ】
- ・アイヌや琉球の文化の形成についても扱うこと。【第2款第4の3(2)カ】
- ・長崎、琉球、対馬、松前藩やアイヌの人々を通して、それぞれオランダ、中国、朝鮮との交流や北方貿易が行われたことについて取り上げること。【第2款第4の3(2)キ】
- ・明治維新や国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。【第2款第4の3(2)ク】
- ・科目間及び科目内での指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第2款第4の3(2)】

※「ヒストリー」指導の方法において「全ての生徒のニーズに応じて差別化した指導」があることが参考となり得る。

- ・各科目の履修については、全ての生徒に履修させる科目である「歴史総合」を履修した後に選択科目である「日本史探究」、「世界史探究」を履修できるという、この教科の基本的な構造に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。【第3款1(3)】
- ・内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。【第3款3】

※核兵器などの脅威に着目させ、戦争や紛争を防止し、平和で民主的な国際社会を実現することが重要な課題であることを認識させるよう指導を工夫することについては、今日の社会でも重要な概念・課題についての考察を実施することで必然的に対応可能である。【第2款第4の3(1)オ】

### (3) 世界史探究

#### 1. 対応関係の有無

「世界史探究」と「ヒストリー (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、目標、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

#### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

##### ○目標 (第1款・第2款各科目の目標に共通)

- ・「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有意な形成者に必要な公民としての資質・能力を育成する」については、学習指導要領解説の「教育基本法、学校教育法等の規定を踏まえ、国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育成することの大切さへの意識をもつ」という趣旨を踏まえつつ、生徒の多様性にも配慮しながら、当該目標を達成できるような授業を実施するよう留意すること。

##### ○内容 (第2款第5の2)

- ・「第2款第5の2 内容」のうち、身に付ける知識に係る対応関係 (抜粋) は以下のとおり。「ヒストリー」で選択しなかった部分の内容事項を追加的に取り扱うこと。

学習指導要領	SL、HL 共通選択項目	HL 選択項目
A(1)ア(ア) A(2)ア(ア)	対応関係なし	
B(2)ア(ア) B(3)ア(ア) B(3)ア(イ) B(3)ア(ウ)	対応関係なし	
C(2)ア(ア)	指定学習項目 1 世界史トピック 1～3	HL Option 1: 1～4 HL 選択項目 3 : 1 HL 選択項目 4 : 1～3
C(2)ア(イ)	指定学習項目 2 世界史トピック 4～6	HL Option 2: 2 HL 選択項目 3 : 3 HL 選択項目 4 : 5
C(3)ア(ア)	世界史トピック 4～6	HL Option 1: 4 HL 選択項目 3 : 3、4
C(3)ア(イ)	世界史トピック 4～6	HL Option 1: 7 HL Option 2: 3 HL 選択項目 4 : 4～7
D(2)ア(ア)	世界史トピック 7、9	HL Option 2: 7、8 HL 選択項目 4 : 8～12
D(2)ア(イ)	世界史トピック 7、8	HL 選択項目 3 : 5～7 HL 選択項目 4 : 10
D(3)ア(ア)	世界史トピック 7、8	HL 選択項目 3 : 5～9

学習指導要領	SL、HL 共通選択項目	HL 選択項目
D(3)ア(イ)	世界史トピック 8、 11	HL Option 2: 9、 10 HL 選択項目 3 : 10~12 HL 選択項目 4 : 12~15
D(4)ア(ア)	指定学習項目 3 世界史トピック 10、 11	HL Option 2: 12 HL 選択項目 3 : 11、 12 HL 選択項目 4 : 14~16
D(4)ア(イ)	世界史トピック 8、 11、 12	HL Option 2: 13~16 HL 選択項目 3 : 10~17 HL 選択項目 4 : 15~18
E(1)ア(ア)	指定学習項目 4、 5 世界史トピック 8、 11、 12	HL Option 1: 11、 14、 15、 17 HL Option 2: 16、 17 HL 選択項目 3 : 13~18 HL 選択項目 4 : 16~18
E(2)ア(ア)	世界史トピック 7	HL Option 2: 16、 18 HL 選択項目 3 : 11、 14、 16~18 HL 選択項目 4 : 17、 18
E(3)ア(ア)	世界史トピック 7	対応関係なし
E(4)ア(ア)	内部評価	

- ・学習指導要領と「歴史」との間に、知識に係る対応関係がない場合、それと一体的に取り扱い、身に付けるべき思考力、判断力、表現力等に係る事項については、当該知識に係る事項を追加的に取り扱う際に、一体的に取り扱うこと。【A(1)イ、A(2)イ、B(1)イ、B(2)イ、B(3)イ、E(4)イ】

※この際、「歴史」の指導と学習のアプローチ（ATL）が参考となり得る。

#### ○内容の取扱い（第2款第5の3、第3款）

- ・中学校までの学習や「歴史総合」の学習との連続性に留意して諸事象を取り上げること。【第2款第5の3(1)ア】
- ・歴史に関わる諸事象については、地理的条件と関連付けて扱うとともに、特定の時間やその推移及び特定の空間やその広がりの中で生起することを踏まえ、時間的・空間的な比較や関連付けなどにより捉えられるよう工夫すること。【第2款第5の3(1)イ】
- ・近現代史の指導に当たっては、「歴史総合」の学習の成果を踏まえ、より発展的に学習できるよう留意すること。【第2款第5の3(1)カ】
- ・諸地域の交流の広がりとともに再編が進む中で、地球規模で諸地域がつながり始めたことに気付くようにすること。また、日本の動向も視野に入れて、日本と他の国々との比較や関係についても触れること。【第2款第5の3(2)エ】
- ・諸地域の結合の進展とともに変容が進む中で、地球規模で諸地域のつながりが広まり始めたことに気付くようにすること。また、日本の動向も視野に入れて、日本と他の国々との比較や関係

についても触れること。内容の(2)世界市場の形成と諸地域の結合については、19世紀の世界の一体化の特徴に触れること。【第2款第5の3(2)オ】

・科目間及び科目内での指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校で創意工夫すること。【第2款第5の(2)】

※「ヒストリー」指導の方法において「全ての生徒のニーズに応じて差別化した指導」があることが参考となり得る。

・各科目の履修については、全ての生徒に履修させる科目である「歴史総合」を履修した後に選択科目である「日本史探究」、「世界史探究」を履修できるという、この教科の基本的な構造に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。【第3款1(3)】

・内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。【第3款3】

※核兵器などの脅威に着目させ、戦争や紛争を防止し、平和で民主的な国際社会を実現することが重要な課題であることを認識させるよう指導を工夫することについては、今日の社会でも重要な概念・課題についての考察を実施することで必然的に対応可能である。【第2款第5の3(1)オ】

**高等学校学習指導要領「政治・経済」と  
国際バカロレア・ディプロマ・プログラム「エコノミクス」の対応関係**

**1. 対応関係の有無**

「政治・経済」と「エコノミクス (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、目標、内容及び内容の取扱いについて、留意事項がある。

**2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】**

○目標 (第1款、第2款第3の1)

- ・学習指導要領の「(人間としての在り方生き方についての自覚や、) 国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。」について、当該目標を達成できるような授業を実施するよう留意すること。【第1款、第2款第3の1(3)】

○内容 (第2款第3の2)

- ・政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務との関係、議会制民主主義、地方自治について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること。【A(1)ア(ア)】
- ・政治に関する諸資料から、課題の解決に向けて考察、構想する際に必要な情報を適切かつ効率的に収集し、読み取る技能を身に付けること。【A(1)ア(ウ)、B(1)ア(ウ)】
- ・民主政治の本質を基に、日本国憲法と現代政治の在り方との関連について多面的・多角的に考察し、表現すること。【A(1)イ(ア)】
- ・政党政治や選挙などの観点から、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。【A(1)イ(イ)】
- ・A(2)現代日本における政治・経済の諸課題の探究及びB(2)グローバル化する国際社会の諸課題の探究について、政治と経済を関連させて、多面的・多角的に考察、構想し、よりよい社会の在り方についての自分の考えを説明、論述すること。【A(2)、B(2)】
- ・国際社会の変遷、人権、国家主権、領土(領海、領空を含む。)などに関する国際法の意義、国際連合をはじめとする国際機構の役割、我が国の安全保障と防衛、国際貢献について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること。【B(1)ア(ア)】
- ・国際社会の特質や国際紛争の諸要因を基に、国際法の果たす役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。【B(1)イ(ア)】
- ・国際平和と人類の福祉に寄与する日本の役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。【B(1)イ(イ)】
- ・国際経済において果たすことが求められる日本の役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。【B(1)イ(エ)】

※「エコノミクス」の「単元4：グローバル経済」で取り扱う内容が参考となり得る。

○内容の取扱い（第2款第3の3、第3款）

- ・公民科に属する他の科目、この章に示す地理歴史科、家庭科及び情報科などとの関連を図るとともに、項目相互の関連に留意しながら、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに指導が偏らないようにすること。【第2款第3の3(1)ア】
- ・小学校及び中学校で習得した概念などに関する知識や「公共」で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方などを基に、事実を基に多面的・多角的に探究できるよう学習指導の展開を工夫すること。【第2款第3の3(2)イ(ア)】
- ・「金融を通じた経済活動の活性化」については、金融に関する技術変革と企業経営に関する金融の役割にも触れること。【第2款第3の3(2)ウ(キ)】
- ・「産業構造の変化と起業」を取り上げる際には、中小企業の在り方についても触れること【第2款第3の3(2)ウ(ク)】
- ・文化や宗教の多様性を踏まえるとともに、国際連合における持続可能な開発のための取組についても扱うこと。【第2款第3の3(2)エ(エ)】
- ・その他、内容事項に係る対応関係がない箇所に関連している内容の取扱いについては、その内容を追加的に取り扱う際に留意すること。【第2款第3の3(2)ウ(イ)～(カ)、3(2)エ(イ)、(ウ)】
- ・全ての生徒に履修させる科目である「公共」を履修した後に選択科目である「政治・経済」を履修できるという、この教科の基本的な構造に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。【第3款1(2)】
- ・内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。【第3款3】

高等学校学習指導要領「数学」と国際バカロレア・ディプロマ・プログラム  
「マセマティックス：アナリシス・アンド・アプローチズ」の対応関係

(1) 数学 I

1. 対応関係の有無

「数学 I」と「マセマティックス：アナリシス・アンド・アプローチズ (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

○内容 (第 2 款第 1 の 2)

(1) 数と式のうち以下の事項。

- ・命題に関する基本的な概念を理解すること。【ア(イ)】

(4) データの分析のうち以下の事項。

- ・具体的な事象についての仮説検定の考え方を理解すること。【ア(ウ)】

※この部分は指導の手引き「SL4.8 発展学習：二項分布を用いた仮説検定」との対応関係がある。

○内容の取扱い (第 2 款第 1 の 3、第 3 款)

- ・(2) 図形と計量の「三角比を鈍角まで拡張する意義を理解し、鋭角の三角比の値を用いて鈍角の三角比の値を求める方法を理解すること」については、関連して  $0^\circ$ 、 $90^\circ$ 、 $180^\circ$  の三角比を扱うものとする。【第 2 款第 1 の 3(3)】
- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 3 款 1(2)(3)】
- ・当該科目や数学科に属する他の科目の内容及び理科、家庭科、情報科、この章に示す理数科等の内容を踏まえ、相互の関連を図るとともに、学習内容の系統性に留意すること。【第 3 款 1(4)】
- ・各科目の [用語・記号] は内容と密接に関連させて扱うよう留意すること。【第 3 款 2(3)】



## (2) 数学Ⅱ

### 1. 対応関係の有無

「数学Ⅱ」と「マセマティックス：アナリシス・アンド・アプローチズ (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

#### ○内容 (第2款第2の2)

(1) いろいろな式のうち以下の事項。

- ・三次の乗法公式及び因数分解の公式を理解すること。【ア(ア)】
- ・多項式の除法や分数式の四則計算の方法について理解し、簡単な場合について計算をすること。【ア(イ)】  
※HLの「有理式の加法および減法」との対応関係はある。
- ・式の計算の方法を既に学習した数や式の計算と関連付け多面的に考察して理解すること。【イ(ア)】
- ・不等式が成り立つことを論理的に考察し、証明すること。【イ(イ)】
- ・[用語・記号]「二項定理」を扱うこと。

(2) 図形と方程式の全ての事項。

(4) 三角関数のうち以下の事項。

- ・角の概念を一般角まで拡張する意義について理解すること。【ア(ア)】
- ・三角関数の合成について理解すること。【ア(エ)】
- ・三角関数に関する様々な性質について考察するとともに、三角関数の加法定理から新たな性質を導くこと。【イ(ア)】

#### ○内容の取扱い (第2款第2の3、第3款)

- ・内容の(5)微分・積分の考えの「微分係数や導関数の意味について理解し、関数の定数倍、和及び差の導関数を求めること」については、三次までの関数を中心に扱い、「不定積分及び定積分の意味について理解し、関数の定数倍、和及び差の不定積分や定積分の値を求めること」については、二次までの関数を中心に扱うものとする。また、微分係数や導関数を求める際に必要となる極限については直観的に理解させるよう扱うものとする。【第2款第2の3(1)】
- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第3款1(2)(3)】
- ・当該科目や数学科に属する他の科目の内容及び理科、家庭科、情報科、この章に示す理数科等の内容を踏まえ、相互の関連を図るとともに、学習内容の系統性に留意すること。【第3款1(4)】
- ・各科目の内容の[用語・記号]は、内容と密接に関連させて扱うこと。【第3款2(3)】

【SL 選択時のみ、上記に加えて追加的に対応すべき事項】

○内容（第2款第2の2）

(1)いろいろな式 のうち以下の事項。

- ・ 数を複素数まで拡張する意義を理解し、複素数の四則計算をすること。【ア(ウ)】
- ・ 因数定理について理解し、簡単な高次方程式について因数定理などを用いてその解を求めること。【ア(オ)】

(3)指数関数・対数関数 のうち以下の事項。

- ・ 指数を正の整数から有理数へ拡張する意義を理解し、指数法則を用いて数や式の計算をすること。【ア(ア)】

(4)三角関数 のうち以下の事項。

- ・ 三角関数の相互関係などの基本的な性質を理解すること。【ア(ウ)】
- ・ 三角関数の加法定理や2倍角の公式について理解すること。【ア(エ)】
- ・ 三角関数に関する様々な性質について考察するとともに、三角関数の加法定理から新たな性質を導くこと。【イ(ア)】

(5)微分・積分の考え のうち以下の事項。

- ・ 微分係数や導関数の意味について理解すること。【ア(ア)】

### (3) 数学Ⅲ

#### 1. 対応関係の有無

「数学Ⅲ」と「マセマティックス：アナリシス・アンド・アプローチズ (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

#### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

##### ○内容 (第2款第3の2)

(1)極限のうち以下の事項。

- ・数列の極限について理解し、数列  $\{r^n\}$  の極限などを基に簡単な数列の極限を求めること。【ア(ア)】
- ・無限級数の発散について理解すること。【ア(イ)】
- ・無理関数の値の変化やグラフの特徴について理解すること。【ア(ウ)】
- ・式を多面的に捉えたり目的に応じて適切に変形したりして、極限を求める方法を考察すること。【イ(ア)】
- ・既に学習した関数の性質と関連付けて、簡単な無理関数のグラフの特徴を多面的に考察すること。【イ(イ)】

(3)積分法のうち以下の事項。

- ・定積分を利用して、曲線の長さなどを求めること。【ア(ウ)】
- ・極限や定積分の考えを基に、曲線の長さなどを求める方法について考察すること。【イ(イ)】

##### ○内容の取扱い (第2款第3の3、第3款)

- ・内容の(3)積分法の「置換積分法及び部分積分法について理解し、簡単な場合について、それらを用いて不定積分や定積分を求めること」については、置換積分法は  $ax+b=t$ 、 $x=asin\theta$  と置き換えるものを中心に扱うものとする。また、部分積分法は、簡単な関数について1回の適用で結果が得られるものを中心に扱うものとする。【第2款第3の3(2)】
- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第3款1(2)(3)】
- ・当該科目や数学科に属する他の科目の内容及び理科、家庭科、情報科、この章に示す理数科等の内容を踏まえ、相互の関連を図るとともに、学習内容の系統性に留意すること。【第3款1(4)】
- ・各科目の内容の〔用語・記号〕は、内容と密接に関連させて扱うこと。【第3款2(3)】

【SL 選択時のみ、上記に加えて追加的に対応すべき事項】

##### ○内容 (第2款第3の2)

(1)極限のうち以下の事項。

- ・関数の値の極限について理解すること。【ア(オ)】

(2)微分法のうち以下の事項。

- ・微分可能性について理解すること。【ア(ア)】
- ・関数の連続性と微分可能性について考察すること。【イ(イ)】

(3)積分法 のうち以下の事項。

- ・定積分を利用して、いろいろな曲線で囲まれた立体の体積を求めること。【ア(ウ)】
- ・極限や定積分の考えを基に、立体の体積を求める方法について考察すること。【イ(イ)】

## (4) 数学 A

### 1. 対応関係の有無

「数学 A」と「マセマティックス：アナリシス・アンド・アプローチズ (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

※学習指導要領の内容の取扱いにおいて、「数学 A」の(1)～(3)の内容すべてを履修させるときは 3 単位時間程度を要するが、「数学 A」の標準単位数は 2 であり、生徒の特性や学校の実態、単位数等に応じて内容を適宜選択させることとしている。この学習指導要領の趣旨、「マセマティックス：アナリシス・アンド・アプローチズ」の標準的な履修時間及び学習内容を踏まえて、下記に示す追加的に取り扱うべき事項について、各学校において適宜選択すること。

#### ○内容 (第 2 款第 4 の 2、第 3 款)

(1)図形の性質 の全ての事項。

#### ○内容の取扱い (第 2 款第 4 の 3、第 3 款)

- ・内容の(3)数学と人間の活動では、ユークリッドの互除法や二進法、平面や空間において点の位置を表す座標の考え方などについても扱うものとする。【第 2 款第 4 の 3 (4)】
- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 3 款 1(2)(3)】
- ・当該科目や数学科に属する他の科目の内容及び理科、家庭科、情報科、この章に示す理数科等の内容を踏まえ、相互の関連を図るとともに、学習内容の系統性に留意すること。【第 3 款 1(4)】
- ・各科目の内容の [用語・記号] は、内容と密接に関連させて扱うこと。【第 3 款 2(3)】

#### 【SL 選択時のみ、上記に加えて追加的に対応すべき事項】

#### ○内容 (第 2 款第 4 の 2)

(2)場合の数と確率 のうち以下の事項。

- ・集合の要素の個数に関する基本的な関係や和の法則、積の法則などの数え上げの原則について理解すること。【ア(ア)】
- ・具体的な事象を基に順列及び組合せの意味を理解し、順列の総数や組合せの総数を求めること。【ア(イ)】
- ・事象の構造などに着目し、場合の数を求める方法を多面的に考察すること。【イ(ア)】
- ・[用語・記号] 「 $nPr$ 」「 $nCr$ 」「階乗」「 $n!$ 」を扱うこと。

## (5) 数学 B

### 1. 対応関係の有無

「数学 B」と「マセマティックス：アナリシス・アンド・アプローチズ (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

※学習指導要領の内容の取扱いにおいて、「数学 B」の(1)～(3)の内容すべてを履修させるときは 3 単位時間程度を要するが、「数学 B」の標準単位数は 2 であり、生徒の特性や学校の実態、単位数等に応じて内容を適宜選択させることとしている。この学習指導要領の趣旨、「マセマティックス：アナリシス・アンド・アプローチズ」の標準的な履修時間及び学習内容を踏まえて、下記に示す追加的に取り扱うべき事項について、各学校において適宜選択すること。

#### ○内容 (第 2 款第 5 の 2)

(1)数列のうち以下の事項。

- ・ いろいろな数列の一般項や和を求める方法について理解すること。【ア(イ)】
- ・ 漸化式について理解し、事象の変化を漸化式で表したり、簡単な漸化式で表された数列の一般項を求めたりすること。【ア(ウ)】

(2)統計的な推測のうち以下の事項。

- ・ 正規分布を用いた区間推定及び仮説検定の方法を理解すること【ア(エ)】
- ・ [用語・記号]「信頼区間」、「有意水準」を扱うこと。

#### ○各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い (第 3 款)

- ・ 科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 3 款 1(2)(3)】
- ・ 当該科目や数学科に属する他の科目の内容及び理科、家庭科、情報科、この章に示す理数科等の内容を踏まえ、相互の関連を図るとともに、学習内容の系統性に留意すること。【第 3 款 1(4)】
- ・ 各科目の内容の [用語・記号] は、内容と密接に関連させて扱うこと。【第 3 款 2(3)】

#### 【SL 選択時のみ、上記に加えて追加的に対応すべき事項】

#### ○内容 (第 2 款第 5 の 2)

(1)数列のうち以下の事項。

- ・ 数学的帰納法について理解すること。【ア(エ)】
- ・ 自然数の性質などを見だし、それらを数学的帰納法を用いて証明するとともに、他の証明方法と比較し多面的に考察すること。【イ(ウ)】

(2)統計的な推測のうち以下の事項。

- ・ 確率変数と確率分布について理解すること。【ア(イ)】

## (6) 数学 C

### 1. 対応関係の有無

「数学 C」と「マセマティックス：アナリシス・アンド・アプローチズ (HL のみ)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項

※学習指導要領の内容の取扱いにおいて、「数学 C」の(1)～(3)の内容すべてを履修させるときは 3 単位時間程度を要するが、「数学 C」の標準単位数は 2 であり、生徒の特性や学校の実態、単位数等に応じて内容を適宜選択させることとしている。この学習指導要領の趣旨、「マセマティックス：アナリシス・アンド・アプローチズ」の標準的な履修時間及び学習内容を踏まえて、下記に示す追加的に取り扱うべき事項について、各学校において適宜選択すること。

#### ○内容 (第 2 款第 6 の 2)

(2)平面上の曲線と複素数平面 のうち以下の事項。

- ・放物線、楕円、双曲線が二次式で表されること及びそれらの二次曲線の基本的な性質について理解すること。【ア(ア)】
- ・曲線の媒介変数表示について理解すること。【ア(イ)】
- ・曲線が極方程式で表されることについて理解すること。【ア(ウ)】
- ・放物線、楕円、双曲線を相互に関連付けて捉え、考察すること。【イ(ア)】
- ・[用語・記号]「焦点」「準線」を扱うこと。

(3)数学的な表現の工夫 のうち以下の事項。

- ・日常の事象や社会の事象などを、離散グラフや行列を用いて工夫して表現することの意義を理解すること。【ア(イ)】
- ・図、表、統計グラフ、離散グラフ及び行列などを用いて、日常の事象や社会の事象などを数学的に表現し、考察すること。【イ(ア)】

#### ○内容の取扱い (第 2 款第 6 の 2、第 3 款)

- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 3 款 1(2)(3)】
- ・当該科目や数学科に属する他の科目の内容及び理科、家庭科、情報科、この章に示す理数科等の内容を踏まえ、相互の関連を図るとともに、学習内容の系統性に留意すること。【第 3 款 1(4)】
- ・各科目の内容の [用語・記号] は、内容と密接に関連させて扱うこと。【第 3 款 2(3)】

高等学校学習指導要領「数学」と国際バカロレア・ディプロマ・プログラム  
「マセマティックス：アプリケーションズ・アンド・インタープリテーション」の対応関係

(1) 数学 I

1. 対応関係の有無

「数学 I」と「マセマティックス：アプリケーションズ・アンド・インタープリテーション (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

○内容 (第 2 款第 1 の 2)

(1)数と式のうち以下の事項。

- ・命題に関する基本的な概念を理解すること。【ア(イ)】
- ・集合の考えを用いて論理的に考察し、簡単な命題を証明すること。【イ(ア)】

○内容の取扱い (第 2 款第 1 の 3、第 3 款)

- ・(2) 図形と計量の「三角比を鈍角まで拡張する意義を理解し、鋭角の三角比の値を用いて鈍角の三角比の値を求める方法を理解すること」については、関連して  $0^\circ$ 、 $90^\circ$ 、 $180^\circ$  の三角比を扱うものとする。【第 2 款第 1 の 3 (3)】
- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 3 款 1(2)(3)】
- ・当該科目や数学科に属する他の科目の内容及び理科、家庭科、情報科、この章に示す理数科等の内容を踏まえ、相互の関連を図るとともに、学習内容の系統性に留意すること。【第 3 款 1(4)】
- ・各科目の内容の [用語・記号] は、内容と密接に関連させて扱うこと。【第 3 款 2(3)】

【SL 選択時のみ、上記に加えて追加的に対応すべき事項】

○内容 (第 2 款第 1 の 2)

(3)二次関数のうち以下の事項。

- ・二次不等式の解と二次関数のグラフとの関係について理解し、二次関数のグラフを用いて二次不等式の解を求めること。【ア(ウ)】

(4)データの分析のうち以下の事項。

- ・具体的な事象において仮説検定の考え方を理解すること。【ア(ウ)】



## (2) 数学Ⅱ

### 1. 対応関係の有無

「数学Ⅱ」と「マセマティックス：アプリケーションズ・アンド・インタープリテーション (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

#### ○内容 (第2款第2の2)

(1) いろいろな式 の全ての事項。

- ・ [用語・記号] 「二項定理」を扱うこと。

※ただし、HL における複素数の学習のようにシラバスにおける対応関係がある学習内容も一部含まれる。

(2) 図形と方程式 の全ての事項。

(3) 指数関数・対数関数 のうち以下の事項

- ・ 指数関数及び対数関数の式とグラフの関係について、多面的に考察すること。【イ(イ)】
- ・ [用語・記号] 「累乗根」を扱うこと。

(4) 三角関数 のうち以下の事項。

- ・ 角の概念を一般角まで拡張する意義について理解すること。【ア(ア)】
- ・ 三角関数の相互関係などの基本的な性質を理解すること。【ア(ウ)】
- ・ 三角関数の加法定理や2倍角の公式、三角関数の合成について理解すること。【ア(エ)】
- ・ 三角関数に関する様々な性質について考察するとともに、三角関数の加法定理から新たな性質を導くこと。【イ(ア)】

#### ○内容の取扱い (第2款第2の3、第3款)

- ・ 内容の(5)微分・積分の考えの「微分係数や導関数の意味について理解し、関数の定数倍、和及び差の導関数を求めること」については、三次までの関数を中心に扱い、「不定積分及び定積分の意味について理解し、関数の定数倍、和及び差の不定積分や定積分の値を求めること。」については、二次までの関数を中心に扱うものとする。また、微分係数や導関数を求める際に必要となる極限については直観的に理解させるよう扱うものとする。【第2款第2の3(1)】
- ・ 科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第3款1(2)(3)】
- ・ 当該科目や数学科に属する他の科目の内容及び理科、家庭科、情報科、この章に示す理数科等の内容を踏まえ、相互の関連を図るとともに、学習内容の系統性に留意すること。【第3款1(4)】
- ・ 各科目の [用語・記号] は、内容と密接に関連させて扱うよう留意すること。【第3款2(3)】

#### 【SL 選択時のみ、上記に加えて追加的に対応すべき事項】

#### ○内容 (第2款第2の2)

(3)指数関数・対数関数 のうち以下の事項。

- ・指数を正の整数から有理数へ拡張する意義を理解し、指数法則を用いて数や式の計算をすること。【ア(ア)】
- ・簡単な対数の計算をすること。【ア(ウ)】
- ・指数と対数を相互に関連付けて考察すること。【イ(ア)】

(4)三角関数 のうち以下の事項。

- ・角の概念を一般角まで拡張する意義や弧度法による角度の表し方について理解すること。【ア(ア)】

### (3) 数学Ⅲ

#### 1. 対応関係の有無

「数学Ⅲ」と「マセマティックス：アプリケーションズ・アンド・インタープリテーション (HLのみ)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

#### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項

##### ○内容 (第2款第3の2)

(1) 極限 の全ての事項。

(2) 微分法 のうち以下の事項。

- ・微分可能性について理解すること。【ア(ア)】
- ・関数の連続性と微分可能性について考察すること。【イ(イ)】

(3) 積分法 のうち以下の事項。

- ・定積分を利用して、曲線の長さなどを求めること。【ア(ウ)】
- ・極限や定積分の考えを基に、曲線の長さなどを求める方法について考察すること。【イ(イ)】

##### ○内容の取扱い (第2款第3の3、第3款)

- ・内容の(3)積分法の「置換積分法及び部分積分法について理解し、簡単な場合について、それらを用いて不定積分や定積分を求めること」については、置換積分法は  $ax+b=t$ ,  $x=asin\theta$  と置き換えるものを中心に扱うものとする。また、部分積分法は、簡単な関数について1回の適用で結果が得られるものを中心に扱うものとする。【第2款第3の3(2)】
- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第3款1(2)(3)】
- ・当該科目や数学科に属する他の科目の内容及び理科、家庭科、情報科、この章に示す理数科等の内容を踏まえ、相互の関連を図るとともに、学習内容の系統性に留意すること。【第3款1(4)】
- ・各科目の [用語・記号] は、内容と密接に関連させて扱うよう留意すること。【第3款2(3)】

## (4) 数学 A

### 1. 対応関係の有無

「数学 A」と「マセマティックス：アプリケーションズ・アンド・インタープリテーション (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

※学習指導要領の内容の取扱いにおいて、「数学 A」の(1)～(3)の内容すべてを履修させるときは 3 単位時間程度を要するが、「数学 A」の標準単位数は 2 であり、生徒の特性や学校の実態、単位数等に応じて内容を適宜選択させることとしている。この学習指導要領の趣旨、「マセマティックス：アプリケーションズ・アンド・インタープリテーション」の標準的な履修時間及び学習内容を踏まえて、下記に示す追加的に取り扱うべき事項について、各学校において適宜選択すること。

#### ○内容 (第 2 款第 4 の 2)

(1) 図形の性質 の全ての事項。

(2) 場合の数と確率 のうち以下の事項。

- ・ 集合の要素の個数に関する基本的な関係や和の法則、積の法則などの数え上げの原則について理解すること。【ア(ア)】
- ・ 具体的な事象を基に順列及び組合せの意味を理解し、順列の総数や組合せの総数を求めること。【ア(イ)】
- ・ 事象の構造などに着目し、場合の数を求める方法を多面的に考察すること。【イ(ア)】
- ・ [用語・記号] 「 $nPr$ 」「 $nCr$ 」「階乗」「 $n!$ 」を扱うこと。

#### ○内容の取扱い (第 2 款第 4 の 3、第 3 款)

- ・ 内容(3)数学と人間の活動では、ユークリッドの互除法や二進法、平面や空間において点の位置を表す座標の考え方などについても扱うものとする。【第 2 款第 4 の 3 (4)】
- ・ 科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 3 款 1(2)(3)】
- ・ 当該科目や数学科に属する他の科目の内容及び理科、家庭科、情報科、この章に示す理数科等の内容を踏まえ、相互の関連を図るとともに、学習内容の系統性に留意すること。【第 3 款 1(4)】
- ・ 各科目の [用語・記号] は、内容と密接に関連させて扱うよう留意すること。【第 3 款 2(3)】

## (5) 数学 B

### 1. 対応関係の有無

「数学 B」と「マセマティックス：アプリケーションズ・アンド・インタープリテーション (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

※学習指導要領の内容の取扱いにおいて、「数学 B」の(1)～(3)の内容すべてを履修させるときは 3 単位時間程度を要するが、「数学 B」の標準単位数は 2 であり、生徒の特性や学校の実態、単位数等に応じて内容を適宜選択させることとしている。この学習指導要領の趣旨、「マセマティックス：アプリケーションズ・アンド・インタープリテーション」の標準的な履修時間及び学習内容を踏まえて、下記に示す追加的に取り扱うべき事項について、各学校において適宜選択すること。

#### ○内容 (第 2 款第 5 の 2)

(1)数列のうち以下の事項。

- ・ いろいろな数列の一般項や和を求める方法について理解すること。【ア(イ)】
- ・ 漸化式について理解し、事象の変化を漸化式で表したり、簡単な漸化式で表された数列の一般項を求めたりすること。【ア(ウ)】
- ・ 数学的帰納法について理解すること。【ア(エ)】
- ・ 自然数の性質などを見だし、それらを数学的帰納法を用いて証明するとともに、他の証明方法と比較し多面的に考察すること。【イ(ウ)】

#### ○各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い (第 3 款)

- ・ 科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 3 款 1(2)(3)】
- ・ 当該科目や数学科に属する他の科目の内容及び理科、家庭科、情報科、この章に示す理数科等の内容を踏まえ、相互の関連を図るとともに、学習内容の系統性に留意すること。【第 3 款 1(4)】
- ・ 各科目の [用語・記号] は、内容と密接に関連させて扱うよう留意すること。【第 3 款 2(3)】

【SL 選択時のみ、上記に加えて追加的に対応すべき事項】

#### ○内容 (第 2 款第 5 の 2)

(2)統計的な推測のうち以下の事項。

- ・ 正規分布を用いた区間推定及び仮説検定の方法を理解すること。【ア(エ)】
- ・ 目的に応じて標本調査を設計し、収集したデータを基にコンピュータなどの情報機器を用いて処理するなどして、母集団の特徴や傾向を推測し判断するとともに、標本調査の方法や結果を批判的に考察すること。【イ(イ)】
- ・ [用語・記号]「信頼区間」を扱うこと。

## (6) 数学 C

### 1. 対応関係の有無

「数学 C」と「マセマティックス：アプリケーションズ・アンド・インタープリテーション (HLのみ)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項

※学習指導要領の内容の取扱いにおいて、「数学 C」の(1)～(3)の内容すべてを履修させるときは 3 単位時間程度を要するが、「数学 C」の標準単位数は 2 であり、生徒の特性や学校の実態、単位数等に応じて内容を適宜選択させることとしている。この学習指導要領の趣旨、「マセマティックス：アプリケーションズ・アンド・インタープリテーション」の標準的な履修時間及び学習内容を踏まえて、下記に示す追加的に取り扱うべき事項について、各学校において適宜選択すること。

#### ○内容 (第 2 款第 6 の 2)

(2) 平面上の曲線と複素数平面 のうち以下の事項。

- ・放物線、楕円、双曲線が二次式で表されること及びそれらの二次曲線の基本的な性質について理解すること。【ア(ア)】
- ・曲線の媒介変数表示について理解すること。【ア(イ)】
- ・曲線が極方程式で表されることについて理解すること。【ア(ウ)】
- ・ド・モアブルの定理について理解すること。【ア(オ)】
- ・放物線、楕円、双曲線を相互に関連付けて捉え、考察すること。【イ(ア)】
- ・[記号・用語]「焦点」「準線」を扱うこと。

#### ○各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い (第 3 款)

- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【第 3 款 1(2)(3)】
- ・当該科目や数学科に属する他の科目の内容及び理科、家庭科、情報科、この章に示す理数科等の内容を踏まえ、相互の関連を図るとともに、学習内容の系統性に留意すること。【1(4)】
- ・各科目の内容の [用語・記号] は、内容と密接に関連させて扱うこと。【2(3)】

**高等学校学習指導要領「物理基礎」「物理」と  
国際バカロレア・ディプロマ・プログラム「フィジックス」の対応関係**

※本資料では、便宜的にアに示す知識及び技能を基に対応関係を示すが、理科の目標を達成するためには、科学的に探究するために必要な観察、実験などを行い、アに示す知識及び技能とイに示す思考力、判断力、表現力等を相互に関連させながら身に付けるように指導することが大切である。

## (1) 物理基礎

### 1. 対応関係の有無

「物理基礎」と「フィジックス (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

○内容及び内容の取扱い (第2款第2の2、3)

(1) 物体の運動とエネルギーのうち以下の事項。

- ・速度が変化する物体の直線運動に関する実験などを行い、速度と時間との関係を見いだして理解するとともに、物体が直線運動する場合の加速度を理解すること。【2(1)ア(ア)㉞】
- ・(イ)㉞様々な力については、圧力及び浮力も扱うこと。また、空間を隔てて働く力にも定性的に触れること。【3(2)ア】

※選択項目「B. 基礎工学(HL)」を選択しなかった場合

- ・物体に一定の力を加え続けたときの運動に関する実験を行い、物体の質量、物体に働く力、物体に生じる加速度の関係を見いだして理解すること。【2(1)ア(イ)㉞】
- ・上記については、直線運動を中心に扱うこと。【3(2)ア】
- ・(イ)㉞物体の落下運動については、空気抵抗の存在にも定性的に触れること。【3(2)ア】  
※この際、トピック2. 1 運動において「流体中を落下する物体や投射物が終端速度に至る過程までにはたらく抵抗力の影響を定性的に説明する」とあることが参考になる。
- ・力学的エネルギーに関する実験などを行い、力学的エネルギー保存の法則を仕事と関連付けて理解すること。【2(1)ア(ウ)㉞】

(2) 様々な物理現象とエネルギーの利用のうち以下の事項。

- ・気柱の共鳴に関する実験などを行い、気柱の共鳴と音源の振動数を関連付けて理解すること。  
【2(2)ア(ア)㉞】
- ・上記については、共振や波のうなりなどを扱うこと。【3(2)イ】  
※選択科目 B. 基礎工学(HL)を選択しなかった場合
- ・熱に関する実験などを行い、熱の移動及び熱と仕事の変換について理解すること。【2(2)ア(イ)㉞】
- ・上記については、熱現象における不可逆性にも触れること。【3(2)イ】  
※選択科目「B. 基礎工学 (SL・HL 共通)」を選択しなかった場合
- ・電気抵抗に関する実験などを行い、同じ物質からなる導体でも長さや断面積によって電気抵

抗が異なることを見いだして理解すること。【2(2)ア(ウ)㊦】

- ・上記については、半導体や絶縁体があることにも触れること。【3(2)イ】
- ・(ウ)㊦電気の利用については、交流の直流への変換にも触れること。【3(2)イ】
- ・(エ)㊦エネルギーとその利用の「原子力」については、原子力の利用とその課題にも触れること。【3(2)イ】

○ 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い（第3款）

- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【1(2)】
- ・大学や研究機関、博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るよう留意すること。【2(5)】
- ※この際、IB「学問的誠実性」に抵触することのないよう留意すること。

【SLの選択時のみ、上記に加えて追加的に対応すべき事項】

○ 内容（第2款第2の2）

(2) 様々な物理現象とエネルギーの利用のうち以下の事項。

- ・発電、送電及び電気の利用について、基本的な仕組みを理解すること。【2(2)ア(ウ)㊦】



## (2) 物理

### 1. 対応関係の有無

「物理」と「フィジックス (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

○内容及び内容の取扱い (第2款第3の2、3)

(1) 様々な運動のうち以下の事項。

- ・平面内を運動する物体の運動について理解すること。【2(1)ア(ア)㊦】
- ・大きさのある物体のつり合いに関する実験などを行い、剛体のつり合う条件を見いだして理解すること。【2(1)ア(ア)㊧】
- ・物体の衝突や分裂に関する実験などを行い、運動量保存の法則を理解すること。【2(1)ア(イ)㊨】
- ・(ウ)㊦円運動については、遠心力にも触れること。【3(2)ア】
- ・振り子に関する実験などを行い、単振動の規則性を見いだして理解するとともに、単振動をする物体の様子を表す方法やその物体に働く力などについて理解すること。【2(1)ア(ウ)㊩】
- ・惑星の観測資料に基づいて、惑星の運動に関する法則を理解すること。【2(1)ア(エ)㊪】
- ・上記については、ケプラーの法則を扱うこと。【3(2)ア】
- ・気体の状態変化に関する実験などを行い、熱、仕事及び内部エネルギーの関係を理解すること。【2(1)ア(オ)㊫】

(2) 波のうち以下の事項。

- ・音の干渉と回折について理解すること。【2(2)ア(イ)㊬】
- ・(ア)㊦波の伝わり方とその表し方については、波の式も扱うこと。【3(2)イ】
- ・(ア)㊨波の干渉と回折については、水面波を扱うこと。【3(2)イ】
- ・(ウ)㊦光の伝わり方については、光の速さ、波長、分散などを扱い、鏡やレンズの幾何光学的な性質については、基本的な扱いとすること。また、光のスペクトルにも触れること。【3(2)イ】

※選択科目「C. イメージング (SL・HL 共通)」を選択しなかった場合

- ・光の回折と干渉に関する実験などを行い、光の回折と干渉を光波の性質と関連付けて理解すること。【2(2)ア(ウ)㊭】

(3) 電気と磁気のうち以下の事項。

- ・(ア)㊦電荷と電界については、静電誘導も扱うこと。【3(2)ウ】
- ・電気回路に関する実験などを行い、電気回路における基本的な法則を理解すること。【2(3)ア(ア)㊮】
- ・上記については、半導体にも触れること。【3(2)イ】
- ・(イ)㊦電流による磁界については、円電流がつくる磁界も扱うこと。【3(2)ウ】
- ・(イ)㊨電流が磁界から受ける力については、ローレンツ力にも触れること。【3(2)ウ】

- ・電磁誘導に関する実験などを行い、磁束の変化と誘電起電力の向きや大きさとの関係を見いだして理解するとともに、電磁誘導の法則を理解すること。【2(3)ア(イ)㊦】
- ・上記については、自己誘導、相互誘導を扱うこと。【3(2)ウ】

(4) 原子 のうち以下の事項。

- ・電子の電荷と質量について理解すること。【2(4)ア(ア)㊦】
- ・(ア)㊦粒子性と波動性については、電子線回折などを扱い、X線にも触れること。【3(2)エ】

○各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い（第3款）

- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【1(2)】
- ・大学や研究機関、博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るよう留意すること。【2(5)】

※この際、IB「学問的誠実性」に抵触することのないよう留意すること。

【SL 選択時のみ、上記に加えて追加的に対応すべき事項】

○内容及び内容の取扱い（第2款第3の2、3）

(1) 様々な運動 のうち以下の事項。

- ・(ウ)㊦単振動については、単振動する物体の変位、速度、加速度及び復元力を扱うこと。また、「単振動」については、ばね振り子と単振り子を扱うこと。【3(2)ア】
- ・(エ)㊦万有引力については、万有引力による位置エネルギーも扱うこと。【3(2)ア】

(2) 波 のうち以下の事項。

- ・音のドップラー効果について理解すること。【2(2)ア(イ)㊦】

(3) 電気と磁気 のうち以下の事項。

- ・コンデンサーの性質を理解するとともに、電気容量を電界や電位差と関連付けて理解すること。【2(3)ア(ア)㊦】

(4) 原子 のうち以下の事項。

- ・(ア)㊦電子については、電子に関する歴史的な実験にも触れること。【3(2)エ】
- ・電子や光の粒子性と波動性について理解すること。【2(4)ア(ア)㊦】
- ・上記については、光電効果、電子線回折などを扱い、X線にも触れること。【3(2)エ】

## 高等学校学習指導要領「化学基礎」「化学」と

### 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム「ケミストリー」の対応関係

※本資料では、便宜的にアに示す知識及び技能を基に対応関係を示すが、理科の目標を達成するためには、科学的に探究するために必要な観察、実験などを行い、アに示す知識及び技能とイに示す思考力、判断力、表現力等を相互に関連させながら身に付けるように指導することが大切である。

#### (1) 化学基礎

##### 1. 対応関係の有無

「化学基礎」と「ケミストリー (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

##### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

○内容及び内容の取扱い (第2款第4の2、3)

(1)化学と人間生活のうち以下の事項。

- ・日常生活や社会を支える身近な物質の性質を調べる活動を通して、物質を対象とする科学である化学の特徴について理解すること。【2(1)ア(ア)㉞】
- ・物質の分離や精製の実験などを行い、実験における基本操作と物質を探究する方法を身に付けること。【2(1)ア(ア)㉟】
- ・上記については、ろ過、蒸留、抽出、再結晶及びクロマトグラフィーを扱うこと。【3(2)ア】
- ・元素を確認する実験などを行い、単体、化合物について理解すること。【2(1)ア(ア)㊱】
- ・上記については、炎色反応や沈殿反応を扱うこと。【3(2)ア】

※この際、炎色反応については、指導の手引きの「トピック2. 2電子配置 ねらい6」が参考となる。

- ・(ア)㉞熱運動と物質の三態については、物理変化と化学変化の違いにも触れること。【3(2)ア】

(3)物質の変化とその利用のうち以下の事項。

- ・化学反応に関する実験などを行い、化学反応式が化学反応に関与する物質とその量的関係を表すことを見いだして理解すること。【2(3)ア(ア)㉜】
- ・酸や塩基に関する実験などを行い、酸と塩基の性質及び中和反応に関与する物質の量的関係を理解すること。【2(3)ア(イ)㉞】
- ・(イ)㉜酸化と還元については、ダニエル電池の反応にも触れること。【3(2)ウ】

その他、全体に関わる事項

- ・内容の(1)化学と人間生活については、この科目の導入として位置付けること。【3(1)ウ】

○各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い (第3款)

- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【1(2)】
- ・大学や研究機関、博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るよう留意すること。【2(5)】

※この際、IB「学問的誠実性」に抵触することのないよう留意すること。

## (2) 化学

### 1. 対応関係の有無

「化学」と「ケミストリー (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

○内容及び内容の取扱い (第2款第5の2、3)

(1)物質の状態と平衡のうち以下の事項。

- ・状態変化に伴うエネルギーの出入り及び状態間の平衡と温度や圧力との関係について理解すること。【2(1)ア(ア)㊦】
- ・上記については、融解熱や蒸発熱を扱うこと。【3(2)ア】
- ・結晶格子の概念及び結晶の構造を理解すること。【2(1)ア(ア)㊧】  
※選択項目「A：材料科学 (HL)」を選択しなかった場合。
- ・上記の「結晶の構造」については、体心立方格子、面心立方格子及び六方最密構造を扱うこと。また、アモルファスにも触れること。【3(2)ア】
- ・(イ)㊦溶解平衡については、固体及び気体の溶解度を扱うこと。【3(2)ア】
- ・溶液とその性質に関する実験などを行い、身近な現象を通して溶媒と溶液の性質の違いを理解すること。【2(1)ア(イ)㊩】
- ・上記については、蒸気圧降下、沸点上昇、凝固点降下及び浸透圧を扱うこと。また、コロイド溶液も扱うこと。【3(2)ア】

(2)物質の変化と平衡のうち以下の事項。

- ・化学反応と熱や光に関する実験などを行い、化学反応における熱及び光の発生や吸収は、反応の前後における物質のもつ化学エネルギーの差から生じることを理解すること。【2(2)ア(ア)㊦】
- ・(ア)㊩電池については、日常生活や社会で利用されている代表的な実用電池を扱うこと。【3(2)イ】

※選択項目「C：エネルギー (HL)」を選択しなかった場合

(3)無機物質の性質のうち以下の事項。

- ・典型元素に関する実験などを行い、典型元素の性質が周期表に基づいて整理できることを理解すること。【2(3)ア(ア)㊦】
- ・(ア)㊩偏移元素については、銀を扱うこと。【3(2)ウ】

(4)有機化合物の性質のうち以下の事項。

- ・官能基をもつ脂肪族化合物に関する実験などを行い、その構造、性質及び反応について理解すること。【2(4)ア(ア)㊩】
- ・合成高分子化合物の構造、性質及び合成について理解すること。【2(4)ア(イ)㊦】
- ・上記については、代表的な合成繊維及びプラスチックを扱うこと。【3(2)エ】  
※選択項目「A：材料科学(SL・HL 共通)」を選択しなかった場合
- ・天然高分子化合物の構造や性質について理解すること。【2(4)ア(イ)㊩】
- ・上記については、繊維や食物を構成している代表的な天然高分子化合物を扱うこと。その際、単糖類、二糖類及びアミノ酸も扱うこと。【3(2)エ】

※選択項目「B：生化学(SL・HL 共通)」を選択しなかった場合

○各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い（第3款）

- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【1(2)】
- ・大学や研究機関、博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るよう留意すること。【2(5)】

※この際、IB「学問的誠実性」に抵触することのないよう留意すること。

【SL 選択時のみ、上記に加えて追加的に対応すべき事項】

○内容及び内容の取扱い（第2款第5の2、3）

(1)物質の状態と平衡のうち以下の事項。

- ・溶解の仕組みを理解すること。また、溶解度を溶解平衡と関連付けて理解すること。【2(1)ア(イ)㊦】
- ・上記については、固体及び気体の溶解度を扱うこと。【3(2)ア】

(2)物質の変化と平衡のうち以下の事項。

- ・水のイオン積、pH及び弱酸や弱塩基の電離平衡について理解すること。【2(2)ア(イ)㊧】
- ・上記については、塩の加水分解や緩衝液にも触れること。【3(1)イ】

(3)無機物質の性質のうち以下の事項。

- ・遷移元素の単体と化合物の性質を理解すること。【2(3)ア(ア)㊨】
- ・上記については、クロム、マンガン、鉄、銅、亜鉛及び銀を扱うこと。【3(1)ウ】

(4)有機化合物の性質のうち以下の事項。

- ・脂肪族炭化水素の性質や反応を構造と関連付けて理解すること。【2(4)ア(ア)㊩】
- ・上記については、アルコール、エーテル、アルデヒド、ケトン、カルボン酸及びエステルを取り上げ、それらの性質は炭素骨格及び官能基により特徴付けられることを扱うこと。また、鏡像異性体にも触れること。【3(1)エ】

**高等学校学習指導要領「生物基礎」「生物」と  
国際バカロレア・ディプロマ・プログラム「バイオロジー」の対応関係**

※本資料では、便宜的にアに示す知識及び技能を基に対応関係を示すが、理科の目標を達成するためには、科学的に探究するために必要な観察、実験などを行い、アに示す知識及び技能とイに示す思考力、判断力、表現力等を相互に関連させながら身に付けるように指導することが大切である。

## (1) 生物基礎

### 1. 対応関係の有無

「生物基礎」と「バイオロジー (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

#### ○目標 (第2款第6の1)

- ・生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。【1(3)】

#### ○内容及び内容の取扱い (第2款第6の2、3)

##### (1)生物の特徴のうち以下の事項。

- ・様々な生物の比較に基づいて、生物は多様でありながら共通性をもっていることを見いだし理解すること。【2(1)ア(ア)㊦】
- ・DNAの構造に関する資料に基づいて、遺伝情報を担う物質としてのDNAの特徴を見いだし理解すること。【2(1)ア(イ)㊦】
- ・遺伝情報の発現に関する資料に基づいて、DNAの塩基配列とタンパク質のアミノ酸配列との関係を見いだし理解すること。【2(1)ア(イ)㊧】
- ・上記については、全ての遺伝子が常に発現しているわけではないことにも触れること。さらに、遺伝子とゲノムとの関係にも触れること。【3(2)ア】

##### (2)ヒトの体の調節のうち以下の事項。

- ・体の調節に関する観察、実験などを行い、体内での情報の伝達が体の調節に関係していることを見いだし理解すること。【2(2)ア(ア)㊦】
- ・上記については、体内環境の変化に応じた体の調節に神経系と内分泌系が関わっていることを取り上げること。また、中枢神経系に関連して脳死についても触れること。【3(2)イ】  
※選択項目「A：神経生物学と行動(SL・HL 共通)」を選択しなかった場合
- ・体内環境の維持の仕組みに関する資料に基づいて、体内環境の維持とホルモンの働きとの関係を見いだし理解すること。【2(2)ア(ア)㊧】
- ・上記については、血糖濃度の調節機構を取り上げること。その際、身近な疾患の例にも触れること。また、血液凝固にも触れること。【3(2)イ】
- ・免疫に関する資料に基づいて、異物を排除する防御機構が備わっていることを見いだし理解すること。【2(2)ア(イ)㊦】

(3)生物の多様性と生態系 のうち以下の事項。

- ・植生と遷移に関する資料に基づいて、遷移の要因を見いだして理解すること。また、植生の遷移をバイオームと関連付けて理解すること。【2(3)ア(ア)㊦】
- ・植生の遷移には光や土壌などが関係することを扱うこと。また、植物の環境形成作用にも触れること。環境条件によっては、遷移の結果として、森林の他に草原や荒原になることにも触れること。【3(2)ウ】
- ・生態系の生物の多様性に関する観察、実験などを行い、生態系における生物の種多様性を見いだして理解すること。【2(3)ア(イ)㊦】

その他、全体に関わる事項。

- ・内容の(1)生物の特徴のア(ア)㊦生物の共通性と多様性については、この科目の導入として位置付けること。【3(1)ウ】
- ・この科目で扱う用語については、用語の意味を単純に数多く理解させることに指導の重点を置くのではなく、主要な概念を理解させるための指導において重要となる200語程度から250語程度までの重要用語を中心に、その用語に関わる概念を、思考力を発揮しながら理解させるよう指導すること。なお、重要用語には中学校で学習した用語も含まれるものとする。【3(1)エ】

○各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い(第3款)

- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【1(2)】
- ・生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図ること。【2(2)】
- ・大学や研究機関、博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るようにすること。【2(5)】

※この際、IB「学問的誠実性」に抵触することのないよう留意すること。

## (2) 生物

### 1. 対応関係の有無

「生物」と「バイオロジー (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、目標、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

### 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

#### ○目標 (第2款第2の1)

- ・生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。【1(3)】

#### ○内容及び内容の取扱い (第2款第7の2、3)

(1)生物の進化のうち以下の事項。

- ・(ア)㉗生命の起源と細胞の進化については、化学進化を扱うこと。【3(2)ア】
- ・遺伝子の変化に関する資料に基づいて、突然変異と生物の形質の変化との関係を見いだして理解すること。【2(1)ア(イ)㉗】
- ・交配実験の結果などの資料に基づいて、遺伝子の組み合わせが変化することを見いだして理解すること。【2(1)ア(イ)㉘】
- ・進化の仕組みに関する観察、実験などを行い、遺伝子頻度が変化する要因を見いだして理解すること。【2(1)ア(イ)㉙】
- ・生物の遺伝情報に関する資料に基づいて、生物の系統と塩基配列やアミノ酸配列との関係を見いだして理解すること。【2(1)ア(ウ)㉗】
- ・霊長類に関する資料に基づいて、人類の系統と進化を形態的特徴などと関連付けて理解すること。【2(1)ア(ウ)㉘】

(2) 生命現象と物質のうち以下の事項。

- ・(ア)㉗生体物質と細胞については、細胞骨格にも触れること。【3(2)ウ】
- ・生命現象とタンパク質に関する観察、実験などを行い、タンパク質の機能を生命現象と関連付けて理解すること。【2(2)ア(ア)㉘】
- ・(イ)㉗呼吸については、発酵にも触れること。【3(2)ウ】

※選択項目「B：バイオテクノロジーとバイオインフォマティクス (SL・HL 共通)」を選択しなかった場合

(3)遺伝情報の発現と発生のうち以下の事項。

- ・(ア)㉗遺伝情報とその発現の「遺伝子の発現の仕組み」については、RNA ポリメラーゼにも触れること。【3(2)エ】
- ・遺伝子の発現調節に関する資料に基づいて、遺伝子の発現が調節されていることを見いだして理解すること。【2(3)ア(イ)㉗】
- ・上記については、原核生物と真核生物に共通する転写レベルの調節を扱うこと。【3(2)エ】
- ・発生に関わる遺伝子の発現に関する資料に基づいて、発生の過程における分化を遺伝子発現の調節と関連付けて理解すること。【2(3)ア(イ)㉘】



- ・上記については、2種類程度の生物を例にしてその概要を扱うこと。また、動物の配偶子形成、受精、卵割、形成体と誘導、細胞分化と形態形成、器官分化の始まりについても触れること。

### 【3(2)エ】

#### (4)生物の環境応答のうち以下の事項。

- ・刺激の受容と反応に関する資料に基づいて、外界の刺激を受容し神経系を介して反応する仕組みを、関与する細胞の特性と関連付けて理解すること。【2(4)ア(ア)㊦】  
※選択項目「A：神経生物学と行動（SL・HL 共通）」を選択しなかった場合
- ・上記については、受容器として眼を、効果器として筋肉を扱うこと。また、刺激の受容から反応までの流れを扱うこと。その際、神経系に関連して記憶にも触れること。【3(2)オ】
- ・動物の行動に関する資料に基づいて、行動を神経系の働きと関連付けて理解すること。【2(4)ア(ア)㊧】
- ・植物の環境応答に関する観察、実験などを行い、植物の成長や反応に植物ホルモンが関わることを見いだして理解すること。【2(4)ア(イ)㊦】
- ・上記の「植物の成長」については、配偶子形成、受精、胚発生及び器官分化について触れること。また、植物ホルモンは、オーキシンに加え、2、3種類について取り上げる。その際、植物ホルモンに関わる光受容体についても触れること。【3(2)オ】

#### (5)生態と環境のうち以下の事項。

※選択項目「C：生態学と保全（SL・HL 共通）」を選択しなかった場合

- ・個体群内の相互作用に関する観察、実験などを行い、個体群が維持される仕組みや個体間の関係性を見いだして理解すること。【2(5)ア(ア)㊦】
- ・上記については、個体群内の相互作用として社会性についても扱うこと。【3(2)カ】
- ・個体群間の相互作用に関する資料に基づいて、生物群集が維持される仕組みや個体群間の関係性を見いだして理解すること。【2(5)ア(ア)㊧】
- ・(イ)㊦生態系の物質生産と物質循環の「物質生産」については、年間生産量を生産者の現存量と関連付けて扱うこと。また、「物質循環」については、窒素も扱うこと。その際、窒素同化についても触れること。【3(2)カ】

※選択項目「C：生態学と保全（HL）」を選択しなかった場合

- ・生態系と人間生活に関する資料に基づいて、人間生活が生態系に及ぼす影響を見いだして理解すること。【2(5)ア(イ)㊧】
- ・上記については、人間活動が生態系に及ぼす影響として地球規模のものを中心に扱うこと。【3(2)カ】

#### その他、全体に関わる事項。

- ・内容の(1)生物の進化については、この科目の導入として位置付け、以後の学習においても、進化の視点を意識させるよう展開すること。【3(1)ウ】
- ・この科目で扱う用語については、用語の意味を単純に数多く理解させることに指導の重点を置くのではなく、主要な概念を理解させるための指導において重要となる500語程度から600語程度までの重要用語を中心に、その用語に関わる概念を、思考力を発揮しながら理解させるよ

う指導すること。なお、重要用語には中学校や「生物基礎」で学習した用語も含まれるものとする。【3(1)エ】

○各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い（第3款）

- ・科目間及び科目内の指導順序については、学習指導要領の関連規定に留意しつつ各学校において創意工夫すること。【1(2)】
- ・生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図ること。【2(2)】
- ・大学や研究機関、博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るようにすること。【2(5)】

※この際、IB「学問的誠実性」に抵触することのないよう留意すること。

【SL 選択時のみ、上記に加えて追加的に対応すべき事項】

○内容及び内容の取扱い（第2款第7の2、3）

(2)生命現象と物質 のうち以下の事項。

- ・呼吸に関する資料に基づいて、呼吸をエネルギーの流れと関連付けて理解すること。【2(2)ア(イ)㊦】
- ・上記については、ATP 合成の仕組みを扱うこと。その際、解糖系、クエン酸回路及び電子伝達系に触れること。また、発酵にも触れること。【3(2)ウ】
- ・光合成に関する資料に基づいて、光合成をエネルギーの流れと関連付けて理解すること。【2(2)ア(イ)㊧】
- ・上記については、ATP 合成の仕組みを扱うこと。その際、光化学系、電子伝達系及びカルビン回路に触れること。【3(2)ウ】

(3)遺伝情報の発現と発生 のうち以下の事項。

- ・DNA の複製に関する資料に基づいて、DNA の複製の仕組みを理解すること。また、遺伝子発現に関する資料に基づいて、遺伝子の発現の仕組みを理解すること。【2(3)ア(ア)㊦】
- ・上記については、「DNA の複製の仕組み」については、DNA ポリメラーゼに触れること。「遺伝子の発現の仕組み」については、転写及び翻訳を扱い、RNA ポリメラーゼとリボソームに触れること。また、スプライシングにも触れること。【3(2)エ】

高等学校学習指導要領「音楽Ⅰ」「音楽Ⅱ」「音楽Ⅲ」と  
国際バカロレア・ディプロマ・プログラム「ミュージック」の対応関係

## 1. 対応関係の有無

「音楽Ⅰ」「音楽Ⅱ」「音楽Ⅲ」と「ミュージック（SL・HL両方）」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

## 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL共通】

○内容（第2款第1の2）

〔音楽Ⅰ〕

- ・「歌唱」と「器楽」の両方を取り扱うこと。【A(1)、(2)】

○内容の取扱い（第2款第1の3、第2款第2の3、第2款第3の3、第3款）

〔音楽Ⅰ〕

- ・内容の「A表現」と「B鑑賞」の指導については、中学校音楽科との関連を十分に考慮し、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにすること。【第2款第1の3(1)】
- ・内容の「A表現」の指導に当たっては、我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を含めて扱うようにすること。【第2款第1の3(6)】

〔音楽Ⅱ〕

- ・内容の「A表現」の指導に当たっては、我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を含めて扱うようにすること。【第2款第1の3(6)】
- ・内容の「B鑑賞」の指導については、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。【第2款第2の3(3)】

〔音楽Ⅲ〕

- ・内容の「B鑑賞」の指導については、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。【第2款第2の3(3)】
- ・内容の「A表現」及び「B鑑賞」の教材については、学校や地域の実態等を考慮し、我が国や郷土の伝統音楽を含めて扱うようにすること。【第2款第3の3(2)】

※この際、指導の手引きに記載のある「多様な音楽素材」の中の「地域的な文脈」の事項が参考となり得る。

〔共通事項〕

- ・「音楽Ⅱ」は「音楽Ⅰ」を履修した後に、「音楽Ⅲ」は「音楽Ⅱ」を履修した後に履修させることを原則とすること。【第3款1(2)】

高等学校学習指導要領「美術Ⅰ」「美術Ⅱ」「美術Ⅲ」と  
国際バカロレア・ディプロマ・プログラム「ヴィジュアル・アーツ」の対応関係

## 1. 対応関係の有無

「美術Ⅰ」「美術Ⅱ」「美術Ⅲ」と「ヴィジュアル・アーツ（SL・HL両方）」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

## 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL共通】

○内容（第2款第4の2、第5の2、第6の2）

〔共通事項〕

- ・「主題の生成」について留意すること。【A(1)ア(ア)、(2)ア(ア)、(3)ア(ア)】

○内容の取扱い（第2款第4の3、第5の3、第6の3、第3款）

〔美術Ⅰ〕

- ・内容の「A表現」の絵画・彫刻については、絵画と彫刻のいずれかを選択したり一体的に扱ったりすることができる。また、デザイン及び映像メディア表現についてはいずれかを選択して扱うことができる。【第2款第4の3(2)】

〔美術Ⅱ・美術Ⅲ〕

- ・内容の「A表現」については、絵画・彫刻、デザイン又は映像メディア表現のうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、絵画・彫刻については、絵画と彫刻のいずれかを選択したり一体的に扱ったりすることができる。【第2款第5の3(2)、第6の3(2)】

※作品制作の形式については、「ヴィジュアル・アーツ」の指導の手引きにおいて、SLの生徒は、「平面の形式」「立体の形式」「カメラやビデオ、電子機器、スクリーンを用いた形式」から少なくとも2つ、HLの生徒は少なくとも3つの形式を用いた作品制作を経験しなければならないとされていることに留意すること。

〔共通事項〕

- ・発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。【第2款第4の3(1)、第5の3(1)】
- ・主題の生成から表現の確認及び完成に至る全過程を通して、自分のよさを発見し喜びを味わい、自己実現を果たしていく態度の形成を図るよう配慮するものとする。【第2款第4の3(6)】
- ・日本の美術も重視して扱うとともに、アジアの美術などについても扱うようにする。【第2款第4の3(7)】

※IBの「指導の方法」において、「地域的な文脈とグローバルな文脈において展開される指導」が6つの主要な教育原理の一つに位置付けられていることが参考になる。

- ・事故防止のため、特に刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。【第2款第4の3(10)】

※その際、IB資料「ディプロマ・プログラム（DP）の基準と実践要綱」において、「理科」（グループ4）および「芸術」（グループ6）の科目の実施に必要な実験室と特別教室は、安全で効果的な学習環境であることが要件として定められていることに留意すること。

- ・「美術Ⅱ」は「美術Ⅰ」を履修した後に、「美術Ⅲ」は「美術Ⅱ」を履修した後に履修させることを原則とすること。【第3款1(2)】

学習指導要領「外国語」と国際バカロレア・ディプロマ・プログラム  
「ランゲージB」の対応関係

## 1. 対応関係の有無

「外国語」の「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」「英語コミュニケーションⅢ」「論理・表現Ⅰ」「論理・表現Ⅱ」「論理・表現Ⅲ」と「ランゲージB (SL・HL 両方)」には対応関係があるといえるが、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき追加的事項・留意事項がある。

## 2. 対応すべき追加的事項・留意事項【SL・HL 共通】

○内容（第2款第1～6の2）

〔共通事項〕

- ・英語の特徴やきまりに関する事項について取り扱うこと。【〔知識及び技能〕(1)】
- ・言語の働きに関する事項について、学習指導要領の関連規定に留意すること。【〔思考力、判断力、表現力等〕(3)②】

○各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い（第3款）

〔共通事項〕

- ・実際に英語を活用して自分自身の考えを伝えあうなどの言語活動を行う際は、既習の語句や文構造、文法事項などの学習内容を繰り返し指導し定着を図ること。【1(5)】
- ・言語能力の向上を図る観点から、言語活動などにおいて国語科との連携を図り、指導の効果を高めるとともに、日本語と英語の語彙や表現、論理の展開などの違いや共通点に気づかせ、その背景にある歴史や文化、習慣などに対する理解が深められるよう工夫をすること。【1(7)】
- ・指導計画の作成や授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。【1(10)】
- ・単に英語を日本語に、又は日本語を英語に置き換えるような指導とならないよう、英語の特徴やきまりに関する事項に示す言語材料については、意味のある文脈でのコミュニケーションの中で繰り返し触れることを通して指導すること。また、生徒の発達の段階に応じて、聞いたり読んだりすることを通して意味を理解できるように指導すべき事項と、話したり書いたりして表現できるように指導すべき事項とがあることに留意すること。【2(1)】
- ・音声指導の補助として、必要に応じて発音表記を用いて指導することもできることに留意すること。【2(2)】
- ・文法事項の指導に当たっては、文法はコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、過度に文法的な正しさのみを強調したり、用語や用法の区別などの指導が中心となったりしないよう配慮し、使用する場面や伝えようとする内容と関連付けて整理するなど、実際のコミュニケーションにおいて活用できるように、効果的な指導を工夫すること。【2(3)】
- ・話すことや書くことの指導に当たっては、目的や場面、状況などに応じたやり取りや発表、文章な

どの具体例を示した上で、生徒がそれらを参考にしながら自分で表現できるよう留意すること。

**【2(5)】**

- ・中学校で身に付けた使い方を基礎として、辞書を効果的に活用できるようにすること。**【2(6)】**

高等学校学習指導要領「総合的な探究の時間」と  
国際バカロレア・ディプロマ・プログラム「セオリー・オブ・ナレッジ」の対応関係

## 1. 対応関係の有無

「総合的な探究の時間」と「セオリー・オブ・ナレッジ (TOK)」には対応関係があるといえるが、目標、内容及び内容の取扱いについて、対応すべき留意事項がある。

## 2. 対応すべき留意事項

### ○各学校において定める目標及び内容（第2）

- ・各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な探究の時間の目標を定める。【第2の1】
- ・各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な探究の時間の内容を定める。【第2の2】

### ○指導計画の作成と内容の取扱い（第3）

- ・他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。【第3の1(5)】
- ・各学校における総合的な探究の時間の名称については、各学校において適切に定めること。【第3の1(6)】
- ・職業や自己の進路に関する学習を行う際には、探究に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の在り方生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。【第3の2(10)】

※他の国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目、特に「クリエイティビティ・アクティビティ・サービス (CAS)」などのコア科目における体験的学習との関連性を踏まえつつ、TOKにおける探究に取り組むよう留意すること。なお、発表や討論といった活動については、TOK展示などの活動が対応する。(学習指導要領の関連規定：【第3の2(6)、2(7)】)



教育課程特例校制度を活用して、国際バカロレア・ディプロマ・プログラム  
「ランゲージA：リタラチャー」と高等学校学習指導要領「現代の国語」の対応関係  
を求める場合の留意事項等について

## 1. 教育課程特例校の申請について

「ランゲージA：リタラチャー（SL,HL 両方）」と「現代の国語」との対応関係を求める場合は、教育課程特例校制度を活用し、学習指導要領に規定する「現代の国語」の内容事項等が適切に取り扱われた新科目として「ランゲージA：リタラチャー」等を設置することが求められる。

## 2. 留意事項等について

1. の対応を行う場合には、実社会における国語による諸活動に必要な資質・能力を育成するという「現代の国語」の科目の性格及び学習指導要領における当該科目に係る規定の趣旨を踏まえ、以下の事項に留意する必要がある。

### ○内容

- ・第2款第1の2に規定する指導事項を適切に取り扱うこと。
- ・〔知識及び技能〕(1)言葉の特徴や使い方に関する事項については、特に以下の事項の取扱いに留意すること。
  - ウ 常用漢字の読みに慣れ、主な常用漢字を書き、文や文章の中で使うこと。
  - エ 実社会において理解したり表現したりするために必要な語句の量を増すとともに、語句や語彙の構造や特色、用法及び表記の仕方などを理解し、話や文章の中で使うことを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること。
- ・〔知識及び技能〕(2)情報の扱い方に関する事項は「現代の国語」(及び「論理国語」)に特有の指導事項であること。
- ・〔思考力、判断力、表現力等〕の領域ごとに、(2)に例示する言語活動を通して(1)に示す事項を身に付けることができるよう指導すること。

### ○内容の取扱い等

- ・第2款第1の3に規定する事項のほか、第3款の関連規定にも留意すること。
- ・第2款第1の3(1)に規定する〔思考力、判断力、表現力等〕の領域ごとの配当時数を踏まえ、計画的に指導すること。
- ・教材の選定に当たっては、特に第2款第1の3(4)ア及びイの規定に留意すること。なお、学習指導要領解説国語編において、「論理的な文章も実用的な文章も、小説、物語、詩、短歌、俳句などの文学的な文章を除いた文章である」としている。この点、「読むこと」以外の領域の教材として文学的な文章を取り扱う場合であっても、〔知識及び技能〕の指導事項との関連を図りつつ、当該領域の指導事項を身に付けさせるためにどのような言語活動を設定することが適切かという観点から、当該領域に関する指導の配当時数も考慮して、当該教材の適切な取扱い方を検討する必要があること。
- ・各科目の履修順序、履修学年等については、第3款1(2)の規定の趣旨を踏まえつつ各学校において創意工夫すること。

文部科学省 I B 教育推進コンソーシアム  
「学習指導要領-I B カリキュラムの読替えに係る作業部会」 名簿

## 総論担当（全科目担当）

赤羽 寿夫 東京学芸大学大学院教育学研究科教授  
眞砂 和典 岡山理科大学グローバル教育センター長・教授

## 国語担当

杉本 紀子 東京学芸大学付属国際中等教育学校主幹教諭  
山下 直 専修大学国際コミュニケーション学部日本語学科教授

## 地理担当

桐生 朋文 ぐんま国際アカデミー中高等部教諭  
中本 和彦 龍谷大学法学部准教授

## 歴史担当

(日本史)

青木 一真 東京都立国際高等学校教諭  
梶 輝行 横浜薬科大学教職課程センター長・教授

(世界史)

青木 一真 東京都立国際高等学校教諭  
田尻 信壹 目白大学人間学部児童教育学科教授

## 政治・経済担当

近藤 健志 開智日本橋学園中学・高等学校副校長  
樋口 雅夫 玉川大学教育学部教育学科教授

## 数学担当

大西 洋 市立札幌開成中等教育学校教諭  
西村 圭一 東京学芸大学大学院教育学研究科教授

## 物理担当

西村 墨太 東京学芸大学附属高等学校教諭  
野村 耕介 市立札幌開成中等教育学校教諭

## 化学担当

鮫島 朋美 東京学芸大学国際中等教育学校教諭  
田代 淳一 茗溪学園中学校高等学校校長

生物担当

大野 智久 三田国際学園中学校・高等学校教諭  
武藤 哲司 ぐんま国際アカデミー中高等部教諭

音楽担当

北山 敦康 静岡大学名誉教授  
ケリー・ウィンター 仙台育英学園高等学校教諭

美術担当

大坪 圭輔 武蔵野美術大学教職課程教授  
小池 研二 横浜国立大学教育学部学校教員養成課程美術教育教授  
嶽 里永子 東京学芸大学附属国際中等教育学校教諭

英語担当

箕浦 麻里 愛知県立旭丘高等学校教諭  
大野 智彰 仙台二華中学校・高等学校教諭

総合的な探究の時間担当

河野 麻沙美 上越教育大学大学院学校教育研究科学校教育学系准教授  
石田 真理子 仙台育英学園高等学校教諭

※役職は各教科・科目等の作業部会開催時点のもの。

文部科学省 I B 教育推進コンソーシアム「学習指導要領-I B カリキュラムの読替えに係る作業部会」における調査を行うにあたって参考にした国際バカロレア機構発行情書

- ・ IB の学習者像（令和 3 年 12 月時点）
- ・ プログラムの基準と実践要綱（平成 30 年 10 月発行、令和 3 年 12 月改訂）
- ・ 学問的誠実性（令和 3 年 2 月発行）
- ・ 「指導の方法」と「学習の方法」（令和 3 年 12 月時点）
- ・ 「ランゲージ A : ランゲージ・アンド・リタラチャー」指導の手引き（令和元年 5 月発行、令和元年 8 月改訂）
- ・ 「ランゲージ A : リタラチャー」指導の手引き（令和元年 5 月発行、令和元年 9 月改訂）
- ・ 「ランゲージ A」教師用参考資料（令和元年 4 月発行、令和 2 年 1 月改訂）
- ・ 「Prescribed reading list」（令和 3 年 12 月時点）
- ・ 「ジオグラフィー」指導の手引き（平成 29 年 5 月発行、令和元年 11 月改訂）
- ・ 「ヒストリー」指導の手引き（平成 27 年 8 月発行、平成 30 年 8 月改訂）
- ・ 「ヒストリー」教師用参考資料（平成 27 年 8 月発行、平成 28 年 3 月改訂）
- ・ 「エコノミクス」指導の手引き（令和 2 年 2 月発行、令和 2 年 5 月改訂）
- ・ 「エコノミクス」教師用参考資料（令和 2 年 2 月発行、令和 2 年 10 月改訂）
- ・ 「マセマティックス : アナリシス・アンド・アプローチズ」指導の手引き（令和元年 5 月発行、令和 2 年 5 月改訂）
- ・ 「マセマティックス : アナリシス・アンド・インタープリテーション」指導の手引き（令和元年 5 月発行、令和 2 年 5 月改訂）
- ・ 「フィジックス」指導の手引き（平成 27 年 5 月発行、令和 2 年 2 月改訂）
- ・ 「フィジックス」教師用参考資料（平成 27 年 5 月発行）
- ・ 「ケミストリー」指導の手引き（平成 26 年 11 月発行、平成 30 年 8 月改訂）
- ・ 「ケミストリー」教師用参考資料（平成 26 年 11 月発行、平成 27 年改訂）
- ・ 「バイオロジー」指導の手引き（平成 26 年 11 月発行）
- ・ 「バイオロジー」教師用参考資料（平成 26 年 11 月発行、平成 27 年改訂）
- ・ 「ミュージック」指導の手引き（令和 2 年 2 月発行）

- ・ 「ヴィジュアル・アーツ」指導の手引き（平成28年2月発行、平成29年11月改訂）
- ・ 「ヴィジュアル・アーツ」教師用参考資料（平成28年2月発行、平成29年11月改訂）
- ・ 「ランゲージB」指導の手引き（令和3年1月発行）
- ・ 「セオリー・オブ・ナレッジ」指導の手引き（令和2年2月発行）
- ・ 「セオリー・オブ・ナレッジ」教師用参考資料（令和2年3月発行、令和2年7月改訂）